富士市富士山火山避難計画

平成２８年２月

富士市富士山火山避難計画　沿革

平成 28 年 2 月	富士市富士山火山避難計画	作成
平成 31 年 2 月	富士市富士山火山避難計画	修正

目　次

第１編　　総論

1.　富士市富士山火山避難計画　1

2.　富士山噴火による火山現象　2

3.　富士市富士山ハザードマップ　4

第２編　　避難計画（基本方針）

1.　避難計画対象・非対象の選定　5

2.　対象とする火山事象一覧　6

3.　噴火警戒レベル　8

4.　避難方法の原則　9

5.　火山現象別の避難行動

5-1　火口形成　12

5-2　大きな噴石　13

5-3　溶岩流　14

5-4　融雪型火山泥流　22

5-5　降灰　24

5-6　小さな噴石　27

5-7　降灰後土石流　28

第３編　　広域避難計画　29

第４編　　災害応急対策

1.　情報伝達手段　33

2.　避難勧告等　34

3.　市の体制　36

4.　小・中学校の避難体制　38

5.　避難ルート・輸送手段の特定　39

6.　交通規制　40

第１編　　総論

1.　富士市富士山火山避難計画

避難計画策定の経緯

平成 13 年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、協議会内の富士山ハザードマップ検討委員会により富士山の火山現象による影響範囲と対策についての報告書が作成された。その後、富士山火山広域防災対策検討会にて富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。平成 17 年には、静岡県（９市町）と山梨県（７市町村）の両県の 16 市町村が、県域を越えて火山災害に備えるために「環富士山火山防災連絡会」を設立。富士山火山災害のための総会と協議会を毎年開催している。翌平成 18 年には連絡会 16 市町において「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」を締結し、平成 21 年に「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」の運用マニュアルが作成され、より実践的な支援体制の強化に取り組んだ。平成 23 年 12 月には、国の防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村など 58 機関は、「富士山火山防災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を、平成 24 年 6 月 8 日に設立した。協議会では、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を広域的に行う必要も協議し、「富士山火山広域避難計画」を取りまとめた。これにもとづき本市においても、「富士市富士山火山避難計画」（以後、「本計画」とする）を策定するものとする。

避難計画の位置付けと今後の課題

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火する状況ではない。しかし、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は、他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、静岡、山梨両県の複数の市町村に及び、また降灰による影響は、神奈川県や東京都を含む首都圏にまで拡大する可能性がある。

本計画では、富士山が噴火した場合に、富士市における、緊急的且つ広域的な対応が求められる火山現象からの避難を対象としている。なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は想定していない。また、本計画は、富士市地域防災計画の基礎となる避難に関する原則的な事項を示したものであることから、発災時には、噴火の状況や地域特性に応じ、臨機かつ柔軟な対応が求められる。富士山は、平成 25 年 6 月に世界文化遺産に登録され、本市にも多くの観光客が訪れている。本市では、住民のみならず観光客・登山客も含めた本計画を、富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めていく。なお、小さな噴石や融雪型火山泥流などに関する避難計画では、多くの課題が残っていることから、引き続き検討を進めるとともに、今後、訓練等を通じて、本計画をより実践的なものとするため、継続的に検討を進めていく。

2.　富士山噴火による火山現象

○溶岩流

噴火に伴って、地下のマグマが地表に流出したもの。溶岩は数百度から1,200度の高熱のため流れ下ると道路を埋め、家や木々を燃やす。富士山の溶岩は粘性が低いと言われている。流れの速さは、人が歩く程度なので避難が可能。

伊豆大島噴火の溶岩流（昭和61年11月19日）

○融雪型火山泥流

溶岩が周辺の雪や氷また、土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象のため、積雪期の噴火時等には早めの避難が必要。

十勝岳の融雪型火山泥流（大正15年5月24日）

○降灰

噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上も飛ばされ、広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。

三宅島の降灰（平成12年7月16日）

○降灰後土石流

火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降り、土石流や泥流が発生する現象。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流地域に大きな被害をもたらす。

土石流被害を受けた家屋
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供

○大きな噴石・小さな噴石

大きな噴石とは、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 50cm 以上の大きな岩石等で、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持つ。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生する。小さな噴石は噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることがある。

○火砕流

雲仙普賢岳の火砕流（平成 6 年 6 月 24 日）

高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象の一つ。流下速度は時速数十 km から百数十 km、温度は数百℃にも達する。

○水蒸気爆発

御嶽山水蒸気爆発（平成 26 年 9 月 27 日）

水蒸気爆発は、マグマからの熱により熱せられた地下水が高温高圧の水蒸気となって爆発的に噴出する現象。マグマが直接関与しないため、噴出物中にマグマ物質が含まれないという特徴がある。

3.　富士市富士山ハザードマップ

富士市では平成 16 年富士山ハザードマップ検討委員会の報告書をもとに、富士山が噴火した際の溶岩流・噴石・火砕流・融雪型火山泥流・降灰の被害想定を示した「富士市富士山火山防災マップ」を全戸配布した。平成 19 年には、地区ごとの避難対象地域と町内会（区）の避難場所を記した「富士市富士山火山避難地図」を該当町内会（区）に全戸配布した。平成 31 年には学習面（表面）の更新を行った。

表

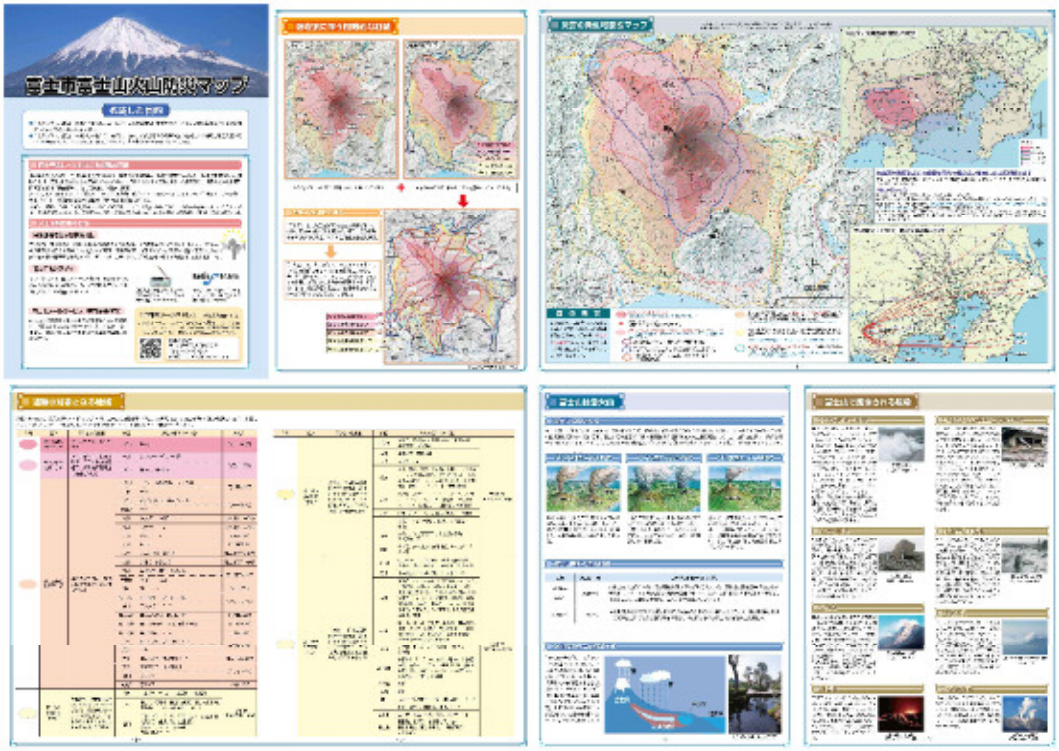

裏

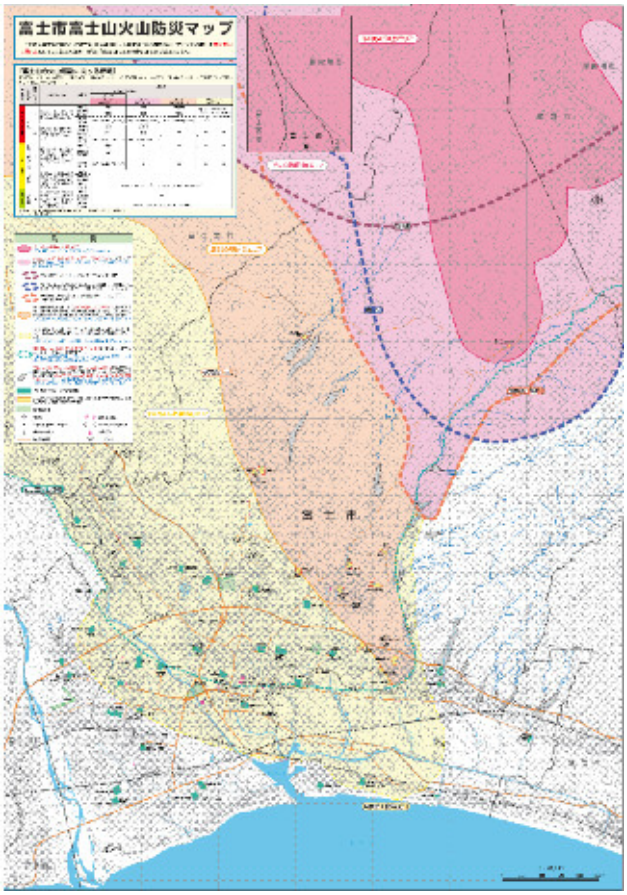

第２編　避難計画（基本方針）

1.　　避難計画対象・非対象の選定

富士山噴火災害予想図

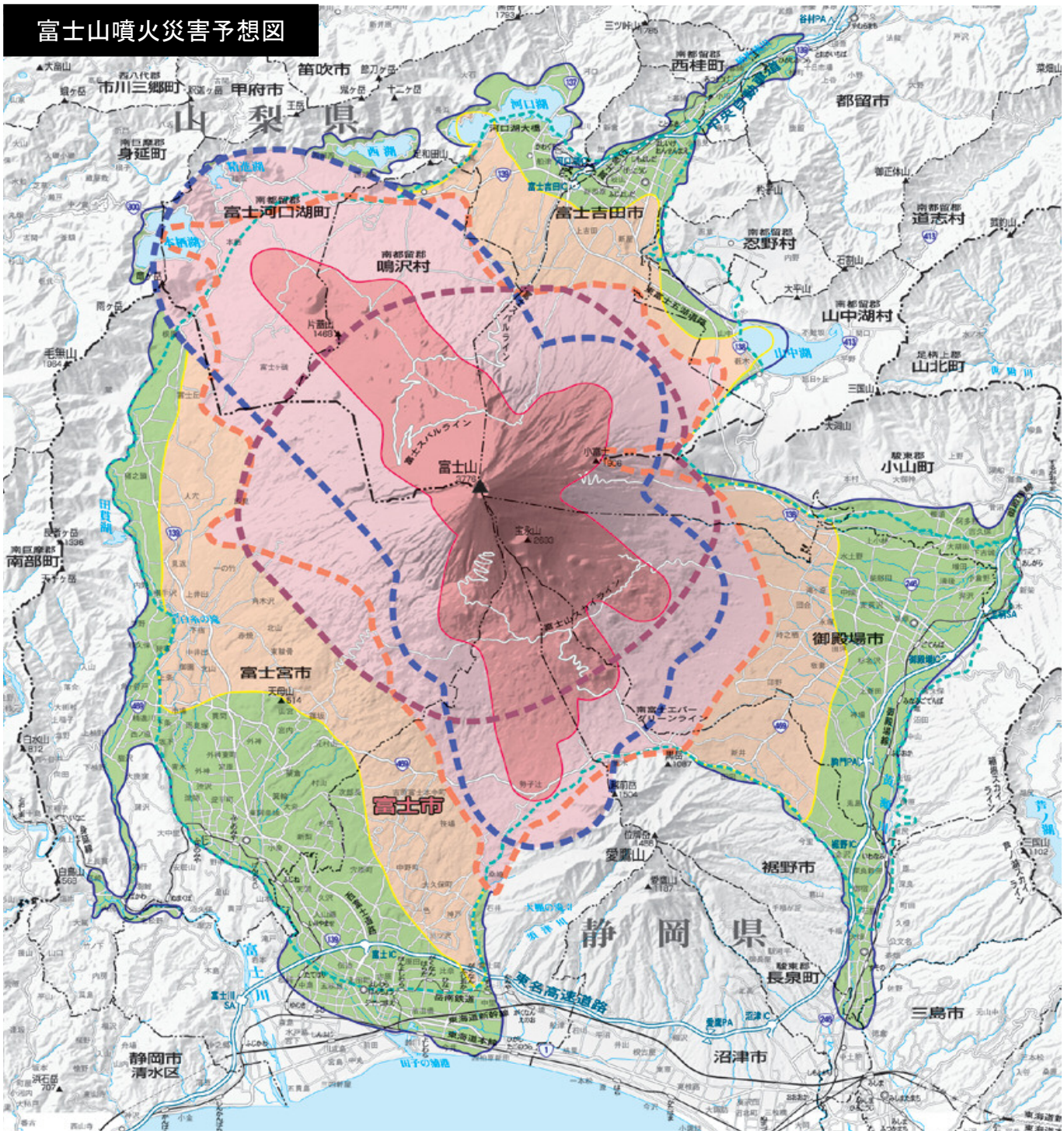

富士市への影響の有無により、対象事象を選定

- 火口ができる可能性の高い範囲
- 溶岩流流出後１日程度の到達範囲
- 融雪型火山泥流到達可能性範囲
- 噴石の到達範囲
- 溶岩流流出後３時間程度の到達範囲
- 溶岩流流出後４０日程度の到達範囲

避難計画対象火山事象

- 火砕流及び火山ガス到達範囲

避難計画非対象火山事象

2.　対象とする火山現象一覧

本計画では、富士市に影響のある（前頁図）火山活動に直接起因する現象のうち、噴火活動に伴い被害の発生が予想され、富士山ハザードマップ検討委員会において、約 3,200 年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い現象として火山防災マップが作成された火山現象（火口形成・噴石・溶岩流・融雪型火山泥流・降灰及び降灰後土石流）を対象とする。

なお、風の影響を受ける小さな噴石については、火山防災マップ作成当時、十分な検討がされなかったが、その後の検討によりシミュレーションが実施されたことから、本計画の対象とする。

また、本計画で対象外とした岩屑なだれ（山体崩壊）等については、具体的な場所や影響範囲、発生の予測等が明らかになった時点で対象とするかの検討を行う。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">火山活動に直接起因する現象</th><th>本計画での
対応</th></tr>
<tr><td rowspan="2">富士山
ハザードマップ
検討委員会</td><td>富士市</td><td>約 3,200 年前以降複数の実績があり、本市において発生頻度が高い現象
［火山防災マップが作成済みの現象］
① 火口形成　⑤降　灰
② 大きな噴石　⑥小さな噴石
③ 溶岩流　⑦降灰後土石流
④ 融雪型火山泥流</td><td>対象とする
（避難計画対象火山事象）</td></tr>
<tr><td colspan="2">それ以外の現象
［災害実績図のみ作成済みの現象］
・岩屑なだれ（山体崩壊）
［文章による記述のみの現象］
・水蒸気爆発　・火山性地震（地殻変動）
・火山ガス　・洪水氾濫
・空振　・津波</td><td rowspan="2">対象外
（避難計画非対象火山事象）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">約 3,200 年前以降複数の実績があるが、ハザードマップ検討委員会により、本市において影響がないとされる現象
［火山防災マップより］
・火砕流（火砕サージ）</td></tr>
</table>

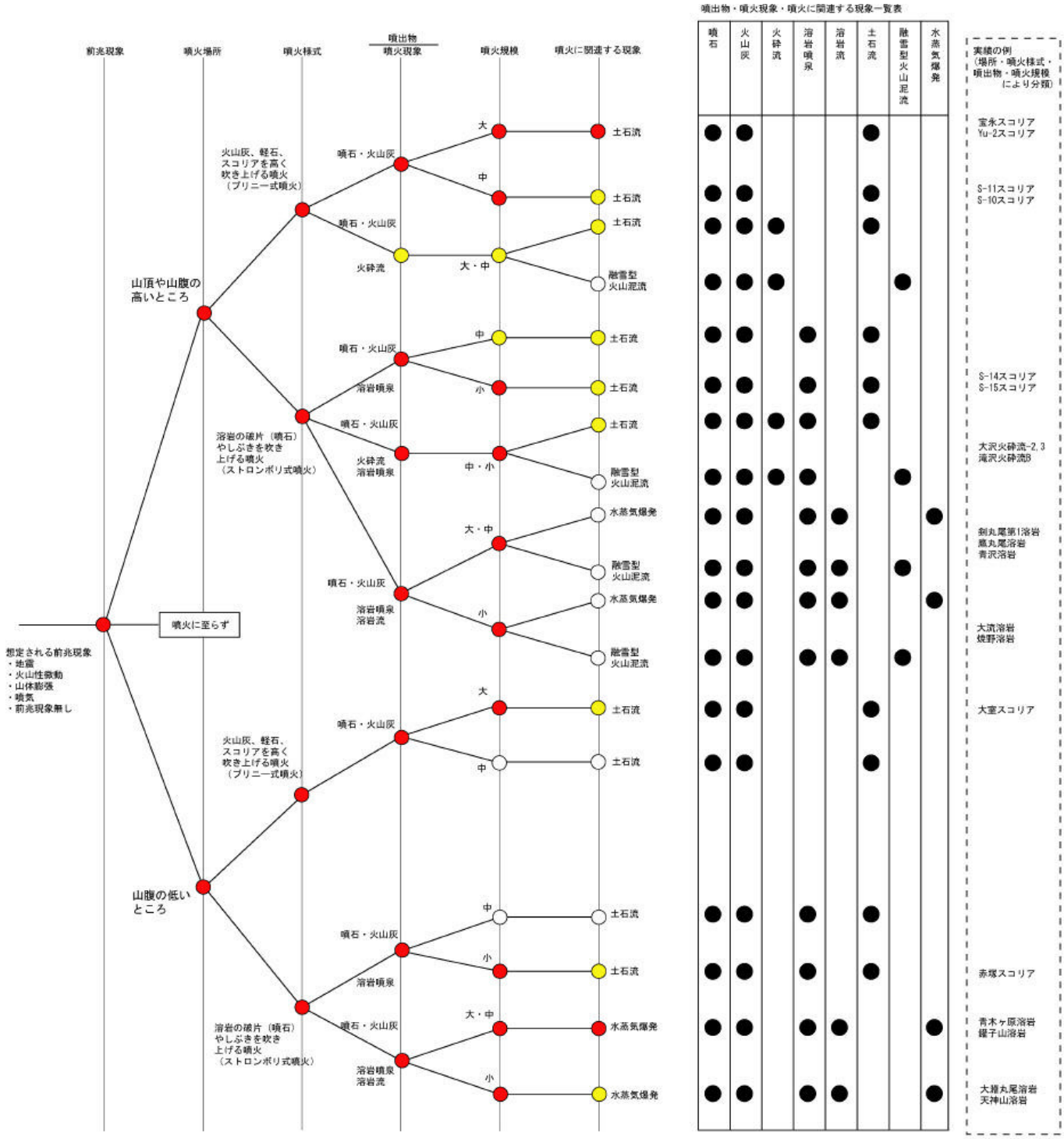

用語の説明
噴　　石　噴火時に火口から空中に放り飛ばされる直径数cm以上の岩塊。
溶岩噴泉　火口から溶岩のしぶきがジェット状に噴出する現象。噴火初期に生ずることが多い。高さは最大で数100mに達する。
ストロンボリ式噴火
粘性の低いマグマの火山で、数秒～数分の間隔で起きる爆発的噴火。溶岩のしぶきや火山灰、噴石、火山弾などが放出される。
プリニー式噴火
多量の軽石や火山灰、スコリア等を連続的に空高く噴出するタイプの噴火。成層圏にまで達するような巨大な噴煙を上げる場合もある。

● 3200年前以降の富士山における火山活動で実績として確認されている事例
● 厳密な証拠はないが、ほぼ確実に発生していたと予測される事例
○ 富士山での実績は知られていないが、他火山の例などから発生が考えられる事例

注意）
1）噴火割れ目が大きくなった場合や複数の噴火口から噴火した場合、「山頂や山腹の高いところ」と「山腹の低いところ」の両者で同時に噴火する場合があります。
2）火砕流の湖流入時の二次爆発、プリニー式噴火による二次的溶岩流等の可能性もあります。
3）噴火様式が変化し、プリニー式噴火からストロンボリ式噴火に移行するような場合もあります。
4）水蒸気爆発に伴って、火砕サージが発生する可能性があります。

以上の他にも、このツリー図に含まれていないケースが起きる場合があります。

参考：富士山噴火シナリオ

3. 噴火警戒レベル

気象庁は火山現象の変化に伴い噴火警戒レベルを定めている。避難開始基準もこれに順ずる。噴火警報と噴火警戒レベルは、警戒の必要となる範囲を示して発表する情報であり、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。（平成 19 年 12 月運用開始）

予報警報	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～１月１日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約８kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例　該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注１）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
注２）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、２～７億m³を大規模噴火、２千万～２億m³を中規模噴火、２百万～２千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
注３）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山ハザードマップ検討委員会作成）で示された範囲を指す。
注４）噴火警報（噴火警戒レベル４［避難準備］、５［避難］）は、特別警報に位置づけられている。

4. 避難方法の原則（対象者別避難方法）

原　則：全ての火山現象において、
「噴火警戒レベルに応じた段階的な自家用車等による自主避難」を実施する。
噴火前：第１・２・３次避難対象エリアの住民は、噴火警戒レベルの上昇に伴って避難開始。
噴火後：第４次Ａ･Ｂ避難対象エリアの住民は、不要な避難・交通障害を避けるためにも、火口の位置・火山現象・規模等を見極めたうえで避難を開始する。

一般住民

基本的な考え方

・ 自家用車等による避難を原則とし、家族または個人で避難対象エリア外に避難先が確保できる場合（親戚・知人宅等）、噴火警戒レベルにより速やかにハザードの外側へ避難する。ただし、町内会（区）長・自主防災会長へ予め行き先を伝達する。
・ 避難対象エリア外に避難先が確保出来ない場合、市で指定する火山災害避難場所へ自主避難する。

＜取り組みの方向＞

・ 避難可能な親戚・知人宅の確保
・ 富士山火山防災マップ・火山防災訓練により、通常時から避難開始の噴火警戒レベル・避難方法・避難所・避難ルート等を事前に確認しておく。
・ 避難の際には「声かけ」及び「見回り」をする等、町内会（区）で残留者がいないことを確認する。

＜自主避難の火山情報収集の方法＞

・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

避難行動要支援者（要支援者）及び自家用車避難が困難な住民

基本的考え方

・ 要支援者は、避難行動に時間を要することから、対象噴火警戒レベルの一つ前のレベルで避難を開始する。（避難準備も同様）
・ 要支援者及び自家用車避難が困難な場合、近隣住民での自家用車乗合にて避難する。
・ 要支援者及び自家用車避難が困難で近隣住民もなく自家用車による乗合も不可能な場合、各町内会（区）の集合場所にて、自衛隊車輌及びバスにて避難を行う。

「取り組みの方向」

・ 富士山火山防災マップ・火山防災訓練により、通常時から避難開始の噴火警戒レベル・避難方法・避難所・避難ルート等を事前に確認しておく。
・ 親戚や近隣住民で災害時も介助できる者を事前に決めておく。
・ 町内会（区）で、事前に要支援者及び自家用車避難が困難で近隣住民もなく自家用車による乗合も不可能な人数・所在を把握する。
・ 福祉施設等に入居している場合は施設単位で集団避難する。
確実に避難したかを「声かけ」「見回り」により把握し、全員が避難したことを確認する。

「自主避難の火山情報収集の方法」

・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

登山者

【避難の基準】

火山性微動、低周波地震等、小規模であっても噴火に結びつく変化が見られた場合、噴火警戒レベルに限らず、直ちに下山する。

＜取り組みの方向＞

・ 家族に登山ルート・下山時刻等を事前に連絡しておく。

・ 登山ルート上の山小屋の位置を確認しておく。

＜自主避難の火山情報収集の方法＞

・ 市同報無線、防災ラジオ、同報無線情報（メール）、エリアメール、広報車等により情報収集を行う。

＜段階的な避難＞

避難噴火警戒レベルや噴火の状況に基づき段階的な避難準備や避難を行う。

（1）噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	溶岩流 火砕流、大きな噴石 火口形成					融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア	第4次B避難対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
噴火前	3	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	―	―	―	―	―	―		―	―
	4	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制【全方位】	―	―	―	避難準備 避難 避難・入山規制【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備	― 降灰可能性マップの範囲	―	―
	5	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難準備 避難 避難・入山規制【全方位】	―	―	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	―	―
噴火開始直後		避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難 避難 避難・入山規制【全方位】	避難 避難 避難・入山規制【必要なライン】	避難準備 避難 避難・入山規制【必要なライン】	―	避難 避難 避難・入山規制【必要な範囲】	避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	―

（2）噴火開始後の現象発生別の避難

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="6">溶岩流</td><td colspan="2">降灰</td><td>小さな噴石</td><td>降灰後土石流</td></tr>
<tr><td>第１次避難対象エリア</td><td>第２次避難対象エリア</td><td>第３次避難対象エリア</td><td>第４次Ａ避難対象エリア</td><td colspan="2">第４次Ｂ避難対象エリア</td><td>避難対象エリア</td><td>屋内退避対象エリア</td><td>影響想定範囲</td><td>降灰域内の避難対象エリア</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現象の発生</td><td colspan="6">溶岩流の流下の場合</td><td colspan="2" rowspan="2">火山灰の降下の場合</td><td rowspan="2">小さな噴石の降下の場合</td><td rowspan="2">土石流の危険がある場合</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>＊Ａ</td><td>＊Ａ</td><td>＊Ｂ</td></tr>
<tr><td>噴火開始後</td><td>避難
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>避難
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>避難
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>避難
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>避難準備
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>避難
避難
避難・入山規制
【対象ライン】</td><td>降灰シミュレーション（気象庁作成）の範囲等を参考に設定
避難
避難
避難</td><td>屋内退避
屋内退避
屋内退避
屋内退避</td><td>屋内退避
屋内退避
屋内退避</td><td>避難準備/避難
（降雨により）
避難準備/避難
（降雨により）
避難準備/避難
（降雨により）</td></tr>
</table>

※第４次Ａ避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※第４次Ｂ避難対象エリアに流下の可能性がある場合

5. 火山現象別の避難行動

5-1 火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

噴火規模毎の想定火口範囲
出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）

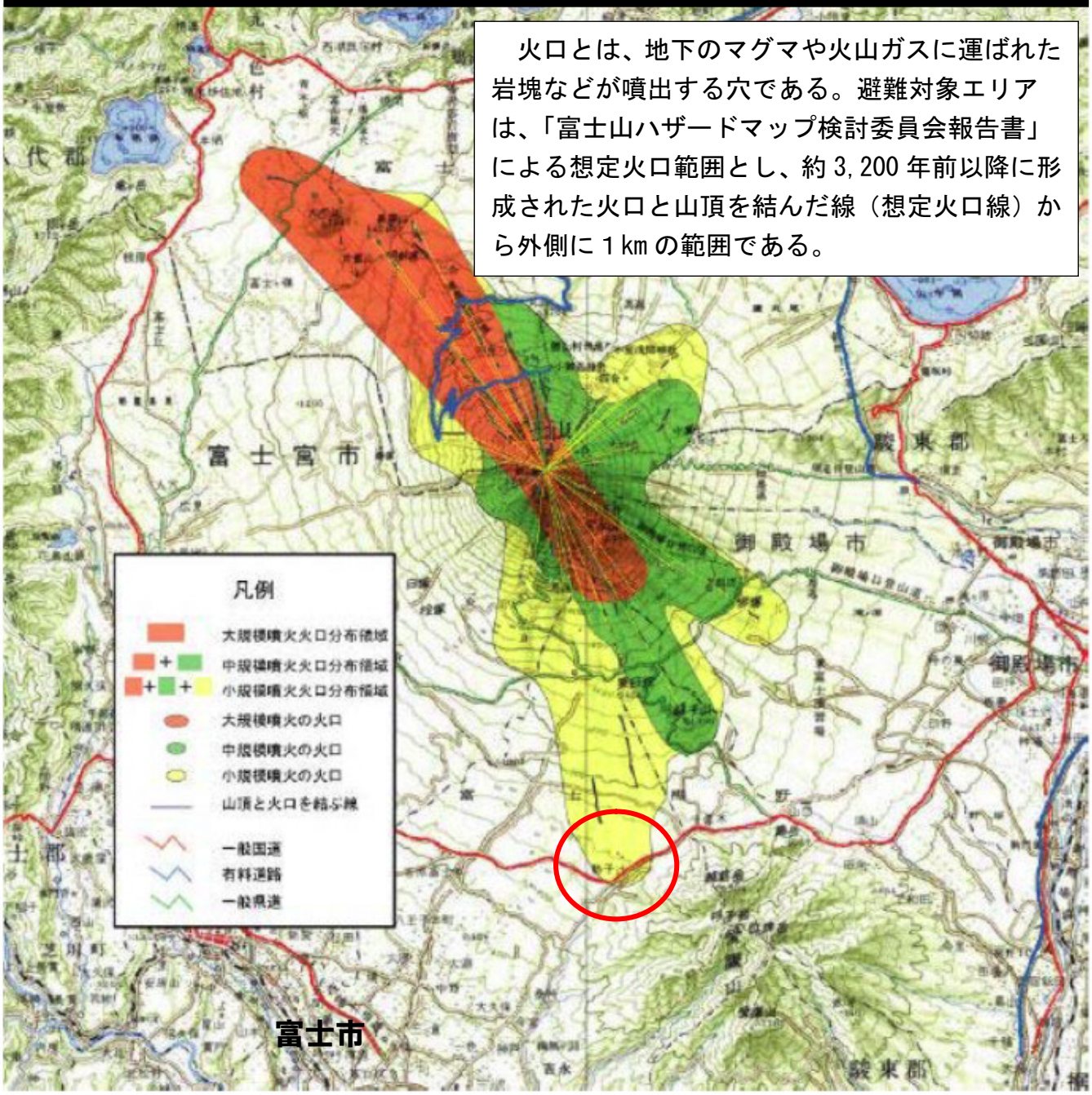

本市においては【勢子辻町内会】のみが該当。

避難方法の原則に沿って、噴火警戒レベル 3 の時点で避難を開始。

個人で避難対象エリア外に避難先が確保できる場合、速やかに対象エリアの外側へ避難する。

5-2　大きな噴石

大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

大きな噴石可能性マップ
出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）

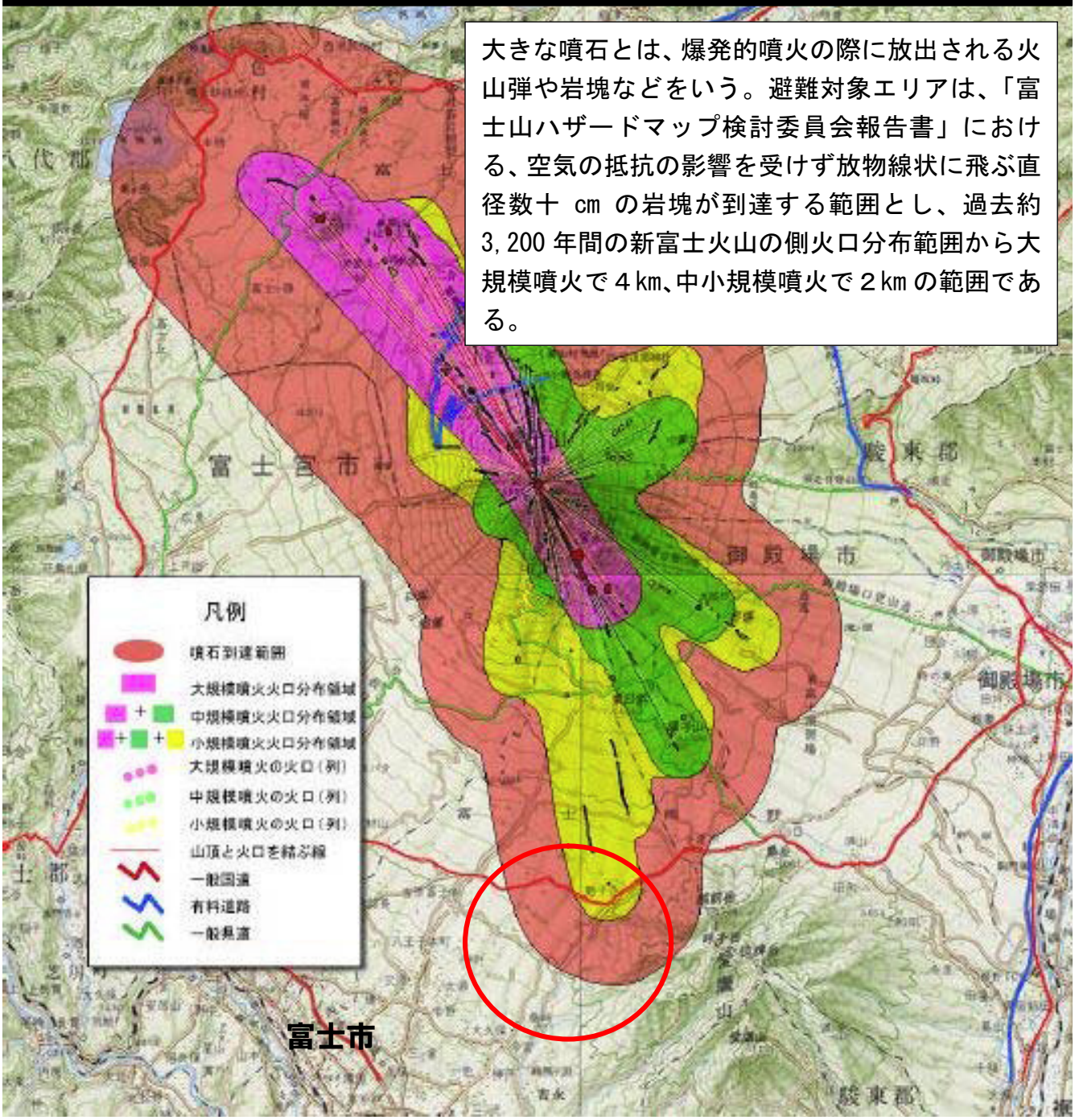

本市においては【勢子辻町内会】が該当。
避難方法の原則に沿って、噴火警戒レベル３の時点で避難を開始。
個人で避難対象エリア外に避難先が確保できる場合、速やかに噴石最大到達地点の外側へ避難。

5-3　溶岩流

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難を実施することで危険度の高い地域の住民の優先的な避難を実施するため、噴火後１日を超えて到達する地域については、噴火の状況を見極めた後、噴火口の位置や火山現象等に応じた避難とする。

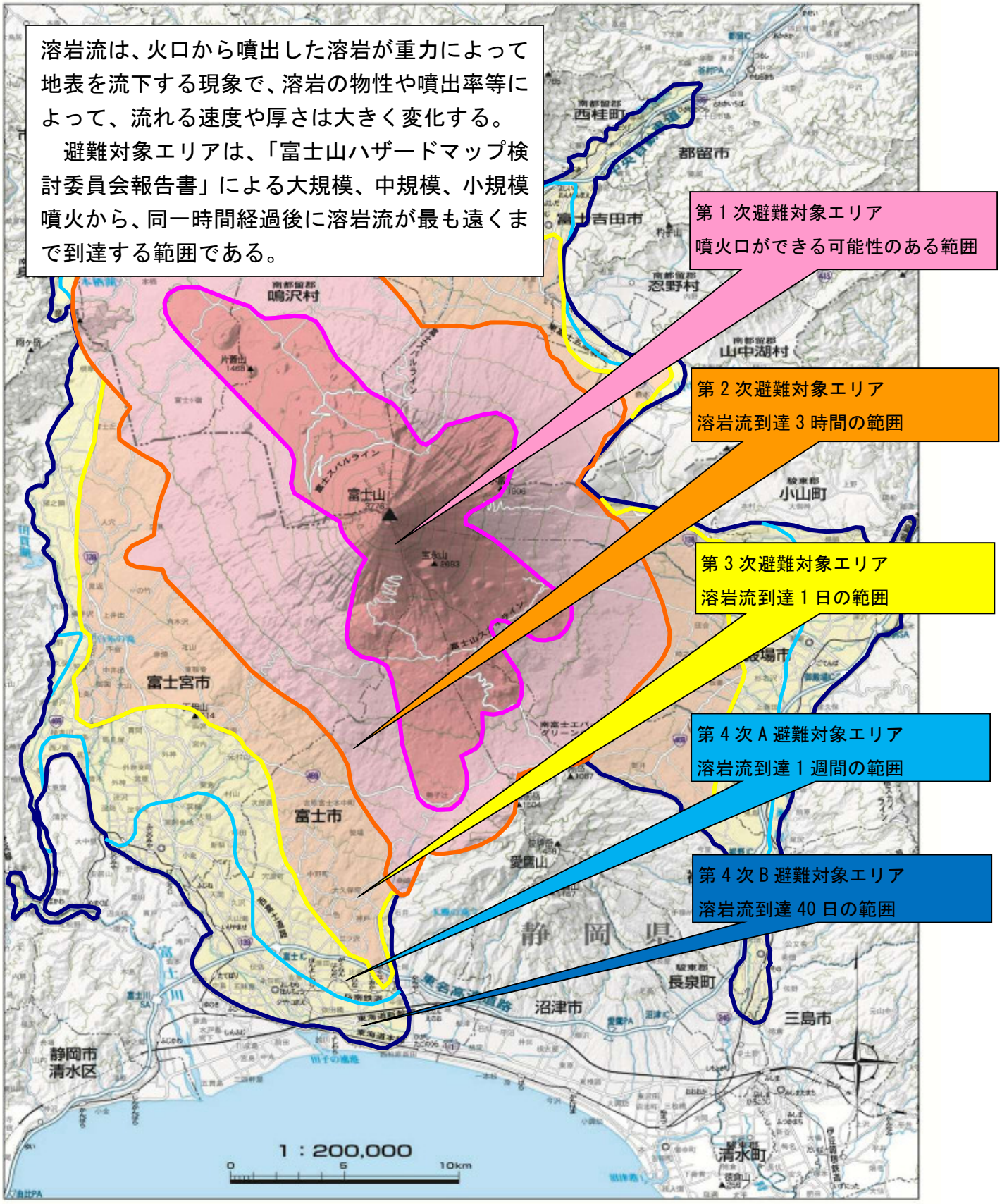

（１）避難開始基準

避難の開始基準は「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火開始後」の３つの時点に分けて設定する。避難はブロック単位で行う。

時　期	対　応
噴火前	噴火前は、気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後	噴火開始直後は、噴火場所の位置・規模・噴出物の特定を行い、該当ブロックごと避難
噴火開始後	噴火開始後は、火山の状況（火山現象の進行状況）に応じて避難

避難単位となる「ブロック」のイメージ

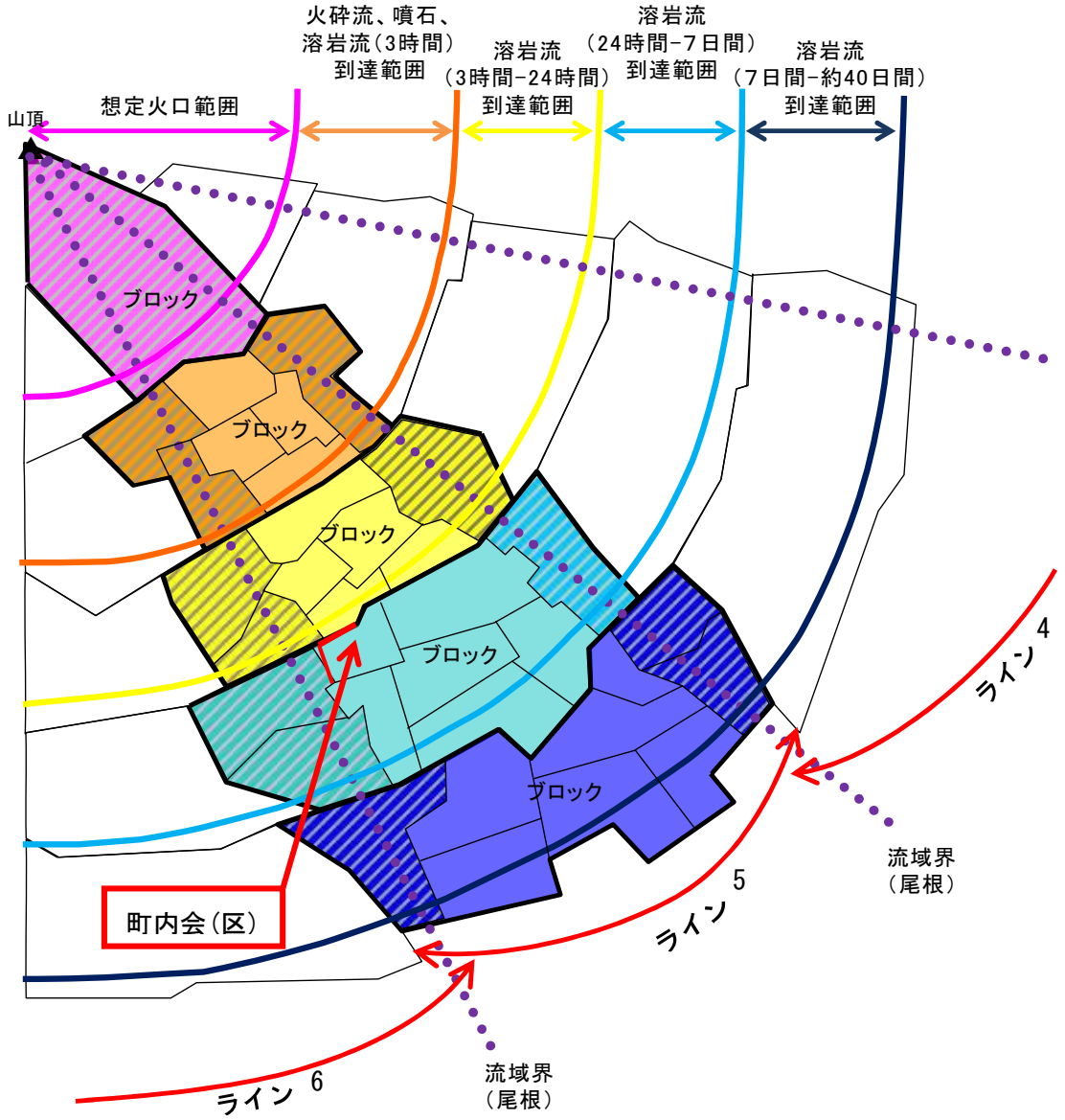

※　最少避難単位（町内会（区））を、溶岩流の到達時間による区分（避難対象エリア）と流域会でブロックに区分した。一方、ブロックがラインをまたぐ場合は、両方のブロックが避難対象となる。

（２）段階的な避難

基本的には避難方法の原則に沿った避難となるが、危険度の高い地域の住民の優先的な避難、交通渋滞回避等を勘案し、ブロック単位で噴火警戒レベルに応じた段階的避難となる。

※ 段階的避難：噴火警戒レベルに応じて、対象となる避難住民が避難の開始を順次行うこと。避難開始をブロックごと順番に避難することで、交通渋滞及び噴火における混乱を回避する。

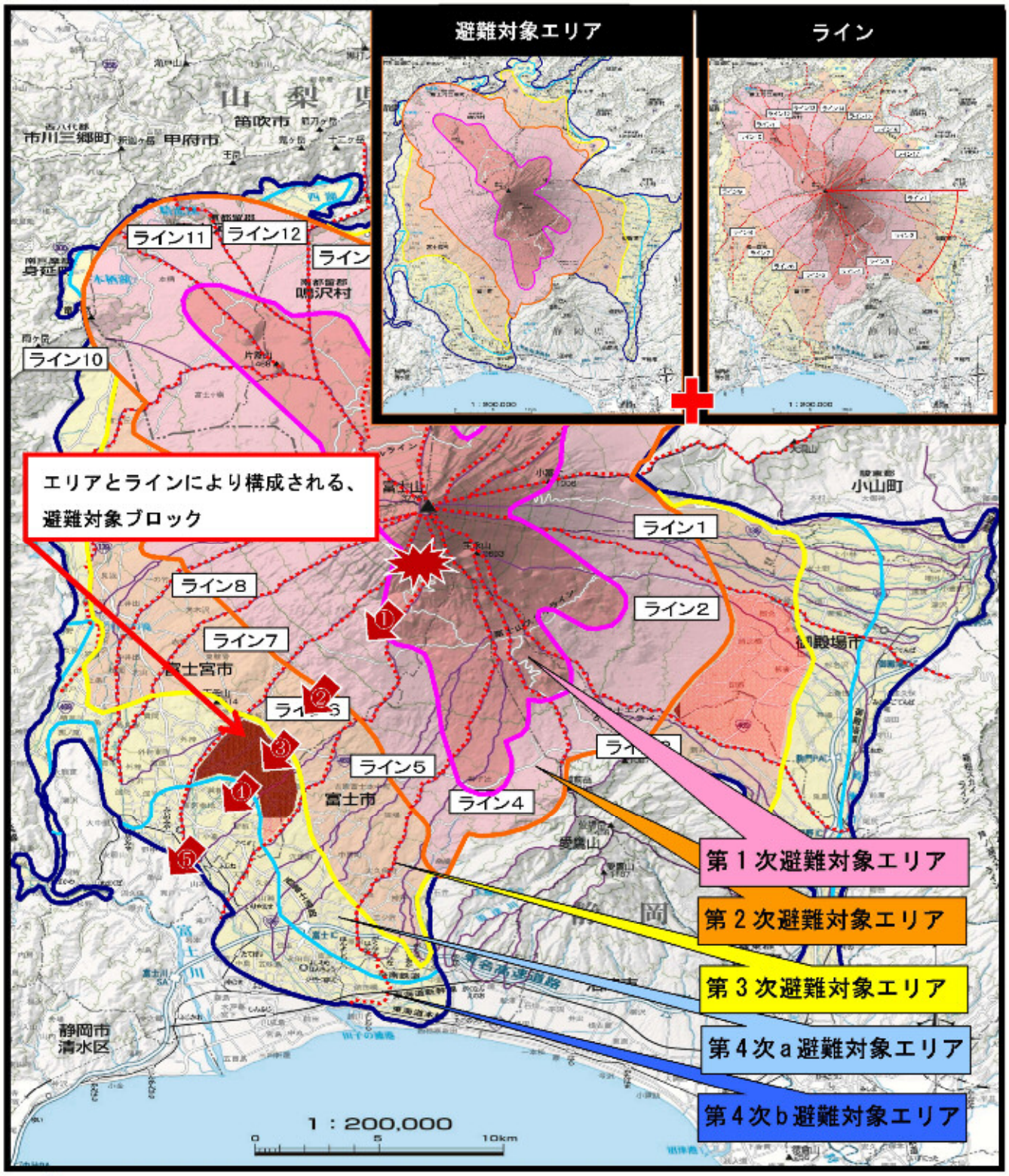

①・・段階的避難の順番

（３）避難警戒レベルに応じた避難行動表及び避難先

避難順序	溶岩流が到達する可能性のある範囲		噴火警戒レベルと避難行動						富士市避難計画 富士山噴火避難場所
			レベル３	レベル４	レベル５	レベル５拡大①	レベル５拡大②	レベル５拡大③	
第1次避難対象エリア	噴火口のできる可能性のある範囲	一般住民	避　難						富士川体育館 1,535名
		避難行動要支援者	避　難						
第2次避難対象エリア	溶岩流3時間到達可能性範囲	一般住民		避難準備	避　難				
		避難行動要支援者		避　難					
第3次避難対象エリア	溶岩流1日到達可能性範囲	一般住民			避難準備	避　難			エリア外市内避難所（小・中学校等） 36,951名
		避難行動要支援者			避　難				
第4次A避難対象エリア	溶岩流1週間到達可能性範囲	一般住民				避　難			市外避難 133,108名
		避難行動要支援者				避　難			
第4次B避難対象エリア	溶岩流40日間到達可能性範囲	一般住民					避難準備	避　難	
		避難行動要支援者					避　難		

噴火前　　噴火後

溶岩流は、想定火口範囲から広範囲に広がる可能性があるが、流下速度が比較的遅いため、溶岩流が到達するまで１日を超える範囲については、噴火開始後の避難とし、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とする。

避難開始基準は、噴火前と噴火開始直後、噴火開始後を区分し、避難方法の原則に沿って避難を開始する。

一般住民

1）噴火前

噴火前は、火口及び噴火現象の特定が難しいため、噴火警戒レベルに基づき「全方位」で避難準備または避難を実施する。

噴火警戒レベル３：火口周辺警報であり居住地域を含まないことが前提となっているが、富士山では想定火口範囲が広く、住居があることから、第１次避難対象エリア内では避難となる。

噴火警戒レベル４：噴火警報となり第１次避難対象エリアは避難。第２次避難対象エリアは避難準備となる。

噴火警戒レベル５：第２次避難対象エリアは避難。第３次避難対象エリアは避難準備となる。

2）噴火開始直後

噴火警戒レベルに沿わず突発的に噴火警戒レベル３・４の段階で噴火した場合には、「全方位」で速やかに避難を開始するが、噴火警戒レベルに沿って噴火警戒レベル５拡大により噴火を開始した場合、ラインごとに第３次避難対象エリアから順次避難を開始する。

3）噴火開始後

噴火開始後は、火口の位置、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、溶岩流の噴出量や流下速度により避難範囲を決定する。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」のドリルマップによると、中小規模の噴火では下流部を除き概ね１つのラインを流下しているが、大規模噴火では複数のラインを流下していることを踏まえ、本計画では複数ライン同時避難も検討するものとする。

避難行動要支援者

1）噴火前

噴火前は、火口及び噴火現象の特定が難しいため、噴火警戒レベルに基づき「全方位」で避難準備または避難を実施する。

噴火警戒レベル３：第１次避難対象エリア内では避難を開始する。

噴火警戒レベル４：噴火警報となり第２次避難対象エリアは避難。

噴火警戒レベル５：第３次避難対象エリアは避難。

2）噴火開始直後

噴火警戒レベルに沿わず突発的に噴火警戒レベル３・４の段階で噴火した場合には、「全方位」で速やかに避難を開始するが、噴火警戒レベルに沿って噴火警戒レベル５拡大により噴火を開始した場合、ラインごとに第４次避難対象エリアから順次避難を開始する。

3）噴火開始後

噴火開始後は、火口の位置、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、溶岩流の噴出量や流下速度により避難範囲を決定する。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」のドリルマップによると、中小規模の噴火では下流部を除き概ね１つのラインを流下しているが、大規模噴火では複数のラインを流下していることを踏まえ、本計画では複数ライン同時避難も検討するものとする。

（４）火山災害（溶岩流）避難先

溶岩流に対応する避難先は、同一ラインを避け、溶岩流の流下等に伴って出来るだけ繰り返し避難とならないように到達範囲の外とする。

本市においては、第１・２次避難対象エリアは富士川体育館。第３次避難対象エリアは※市内の避難所。第４次Ａ・Ｂ避難対象エリアは市外避難となる。

市外への広域避難（災害対策基本法による広域一時滞在）の場合、同一県内中部・西部の他市町へ避難することを基本とする。

また、火山活動の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への広域避難が必要となった場合には、静岡県、山梨県、神奈川県の三県が相互に協力し、避難者の受入れを行う。

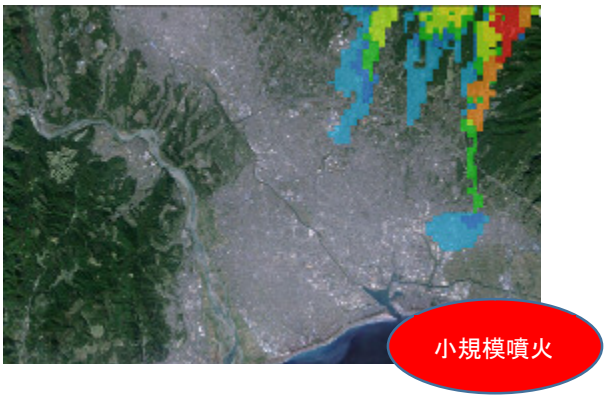

※溶岩流の影響範囲外の市内避難所

噴火規模ごとのドリルマップにより、溶岩流影響範囲外の小中学校等を避難所に設定。
小学校‥11 校
中学校‥ 7 校
体育館‥ 1 施設　　全 19 施設

吉　原　地　区‥吉原小学校
元 吉 原 地 区‥元吉原小学校、元吉原中学校
富 士 北 地 区‥富士中央小学校、富士中学校
富士駅北地区‥富士第一小学校
富士駅南地区‥富士第二小学校
富 士 南 地 区‥富士南小学校、富士南中学校
田 子 浦 地 区‥田子浦小学校、田子浦中学校
岩　松　地　区‥岩松小学校
岩 松 北 地 区‥岩松北小学校、岩松中学校
富 士 川 地 区‥富士川第一小学校、富士川第一中学校、富士川体育館
松　野　地　区‥富士川第二小学校、富士川第二中学校

各町内会（区）の避難場所

区分	予測される影響	地区	避難対象町内会（区）	避難所
第１次避難対象エリア	火口ができる可能性がある	吉永北	勢子辻	富士川体育館
第２次避難対象エリア	溶岩流が３時間以内で到達する可能性がある。噴石、火砕流が到達する可能性がある	大淵	吉原富士本中町、大淵町３	富士川体育館
		吉永北	桑崎町、陽光台東	
第３次避難対象エリア	溶岩流が３時間～24 時間程度で到達する可能性がある	吉永北	間門町、鵜無ケ淵町１、石井町	富士南小学校
		神戸	今宮	
		吉永北	鵜無ケ淵町２、陽光台西・南	富士南中学校
		青葉台	一色	
		大淵	大久保町、大淵町 1･2	富士川第一中学校
		大淵	八王子町 1･2	富士川第一小学校
		大淵	中野町 1･2	岩松小学校
		大淵	城山町	田子浦中学校
		大淵	八王子本町、落合町	富士川第二小学校
		大淵	大富町、次郎長町	富士川第二中学校
		大淵	吉原富士本西町、希望ヶ丘	富士第二小学校
		青葉台	若松町１、高山	
		神戸	神戸１・２	富士中学校
		富士見台	富士見台１、富士見台２南	富士第一小学校
		原田	三ツ沢町 1･2･3	
		富士見台	富士見台２北、富士見台３	田子浦小学校
		富士見台	富士見台４東・４西、富士見台５	元吉原中学校
		富士見台	富士見台 6･7･8	吉原小学校
		吉永	富士岡入町、富士岡町１・２	岩松北小学校
		須津	中里１	
		吉永	富士岡町３、東比奈町 1･2	富士中央小学校
		吉永	東比奈町３、中比奈町３	元吉原小学校
		原田	原田町４	
		青葉台	若松町３	岩松中学校
第４次Ａ避難対象エリア	24 時間～１週間程度で溶岩が到達する可能性がある（噴火警戒レベル５の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある）	須津	中里町 2･3･4、中里寿町、中里曙町	市外避難（県内中西部への避難）
		吉永	富士岡本花守町、富士岡渋脇町、富士岡花守町、中比奈町 1･2、西比奈町 1･2･3	
		原田	宇東川町 1･2･3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町 1･2･3、原田本町、吉原中島町 1･2	

区分	予測される影響	地区	避難対象町内会（区）	
第４次Ａ避難対象エリア	24 時間～1 週間程度で溶岩が到達する可能性がある（噴火警戒レベル５の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある）	青葉台	荻の原、木の宮町、東木の宮、西木の宮町、茶の木平、青葉台南	市外避難（県内中西部への避難）
		吉原	東国久保、西国久保	
		伝法	伝法町 1･2	
		今泉	吹上、田宿、御殿、寺市場、市場、一の宮町 1･2･3、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、泉町、鍛治町 1･2･3、上和田町、吉原緑ヶ丘、新橋、駿河台 1･2･3･4、新富士見町	
		広見	源太坂、広見町 1･2･3･4･5･6･7･8･9、百合ヶ丘、桜ヶ丘町、美原町、石坂町 1･2･3･4、久保町、三ッ倉南町、若松町 2	
		大淵	片倉、穴原 1･2、大嶺町、境町、三ツ倉町	
		丘	厚原北 1･2、傘木、末広町、厚原東 3、傘木北	
		鷹岡	久沢北、入山瀬天王町、入山瀬久保町、入山瀬東・西	
		天間	天間南、天間川坂、天間田代、天間北 1･2、天間東	
第４次Ｂ避難対象エリア	1 週間～40 日程度で溶岩が到達する可能性がある（噴火警戒レベル５の状態から、さらに噴火が拡大した場合、避難する可能性がある）	元吉原	鈴川町 3･4、今井本町・東町・毘沙門町、大野町、檜町、田中町、西田中町、鈴川本町	市外避難（県内中西部への避難）
		須津	中里新富町、中里八幡町、川尻町 1･2	
		吉原	東本通 1･2･3、宮町、吉原本町 1･2･3･4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、青島、津田、荒田島 1･2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原 1･2･3･4、春日町、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町 1･2･3、錦町 1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町壱番館、弥生町、高島	
		伝法	宮川町、宮の上、三日市、長者町、伝法町 3、中桁、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、永田町壱番館、サーパス永田町、富士日之出町	
		今泉	北仲町、和田町 1、和田町 2、依田橋、南仲町	
		富士駅北	本市場 1･2･3･4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木 2、柚木、平垣町 2･3、銀座町、平垣八幡町、蓼原 1･2･3･4、平垣北町、十兵衛北、千寿町、松岡東	
		田子浦	前田	
		岩松	浦町	
		鷹岡	厚原西、久沢東・西・南、鷹岡本町 1･2･3	
		丘	片宿、厚原中、厚原南、厚原東 1･2	
		岩松北	四ッ家、東田、旭町、滝戸、湯沢平 1･2	
		富士北	青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下、中島新道町、くすのき町	

5-4　融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が噴火に伴う熱で融け、一気に融けた水が斜面の土砂を取り込んで、高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象であり、積雪がある時期（積雪期）に限り発生する。そのため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする。この可能性マップは、山腹に平均 50cm 積もった雪が噴火に伴う熱で融けたと仮定したシミュレーションにより、避難が必要となる流速 1 m/s 以上または水深が 20cm 以上で泥流が流下する可能性があるとされる範囲と、融雪型火山泥流が停止する斜面勾配２°の範囲を包括している。

実際は融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するので、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲となり、現在協議会において検討を重ねている。

噴火前及び噴火開始直後には、融雪型火山泥流の流下開始点を特定することは困難であるため、全方位避難とする。噴火開始後に、各機関が実施する火山監視や観測結果により火口の位置等が明らかになった場合は、全方位避難は不要となる。

富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）から引用

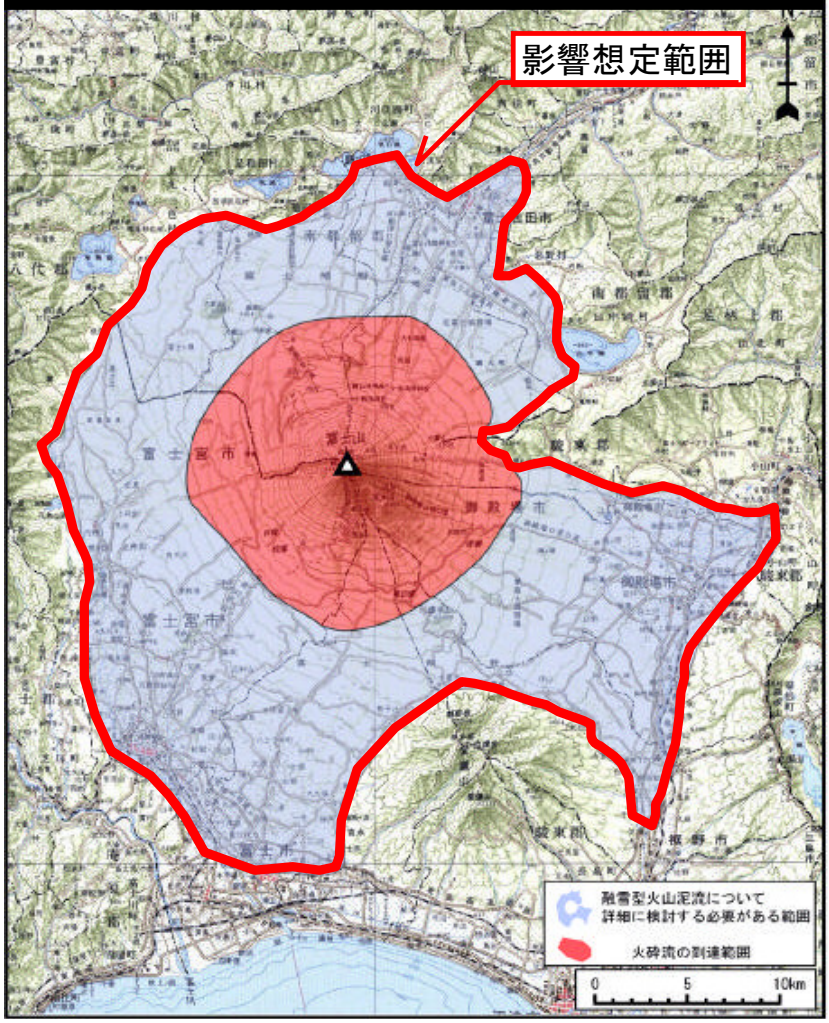

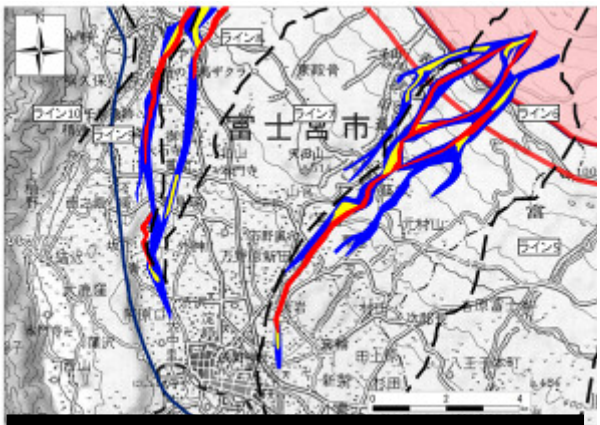

避難対象エリア（イメージ）

融雪型火山泥流避難対象エリアの設定

避難対象		説明
影響想定範囲		可能性マップの示す範囲
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 （シミュレーション等により流下が想定される部分）

※　融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。

(2) 避難開始基準

融雪型火山泥流は時間的猶予がないため、「現象発生前に避難」する計画であるが、これは融雪型火山泥流の流下速度が時速 60km 超となることもあり、比較的短時間で火口から遠距離まで到達することが想定されるためである。よって、溶岩流のような段階的な避難対応はとらず、噴火前及び噴火開始直後の基準を定める。

1) 噴火前

噴火前は、噴火警戒レベルに基づき対応する。なお、噴火前は火口の位置が特定できないとされることから、避難対象エリアの全ての地域が避難対象となる。

2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるので、避難対象エリアの必要な範囲が避難対象となる。

(3) 避難先

避難先は、基本的に融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物とする。これは、短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市町外への広域的な避難は行わず、短時間に避難するためである。

なお、避難ルートの設定の際は、火砕サージ到達範囲の横断や、融雪型火山泥流の流下範囲に沿うことを避ける。また、避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられる堅牢な建物に垂直的な避難をする。

実際の積雪深がシミュレーション実施条件の 50cm より深い場合や、流木等で谷筋が塞がれた場合、または噴火等に伴い地形が変化した場合などは、避難対象エリア外を流下する可能性があるため、影響想定範囲内に存在する堅牢な建物を把握しておく必要がある。

なお、具体的な避難先の選定にあたっては、シミュレーション結果に加え、現地の状況や堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。

5-5　降灰

降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径２mm 以下）が地表に降下する現象である。

(1)影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで２cm 以上の降灰堆積深が想定される範囲とする。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図（ドリルマップ）を 12 ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、噴火の可能性が高まった時点で、降灰が 30cm 以上堆積すると想定される範囲を、気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、風向等の気象条件等を加味して決定する。なお、30cm 以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされている。　また、降灰は実際の風向や風力等の影響によりシミュレーション結果と大きく異なることも考えられるため、火山灰が降下した地域において降灰量の観測を行い、その結果降灰堆積深が 30cm 以上となることが予想される地域も避難対象エリアに含める。さらに、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

なお、噴火開始直後は、噴火規模や噴火形態がすぐに把握できないため、降灰の範囲や量の予測が困難である。よって、噴火開始直後の対応は降灰可能性マップを用いることとし、これにより避難準備または屋内待避準備とする。

宝永規模の噴火の月別降灰分布図を 12 ヶ月分重ね合せた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年））

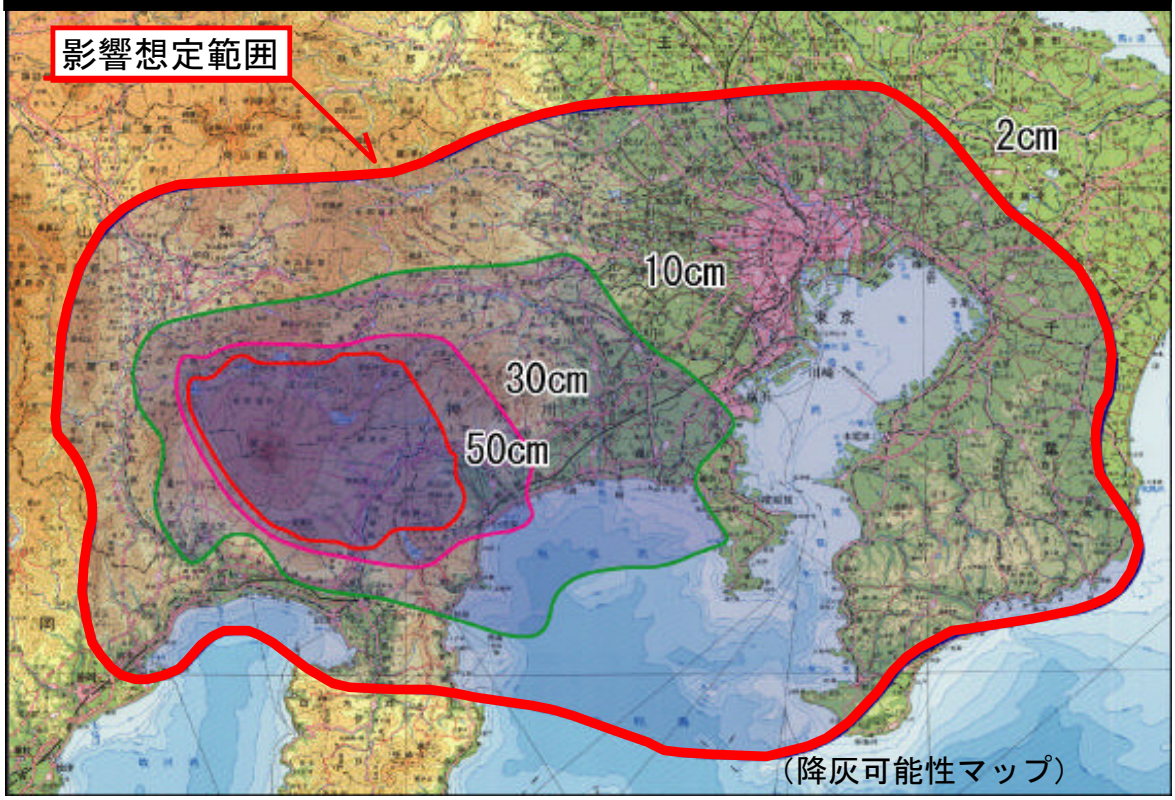

降灰の影響想定範囲と避難対象エリア

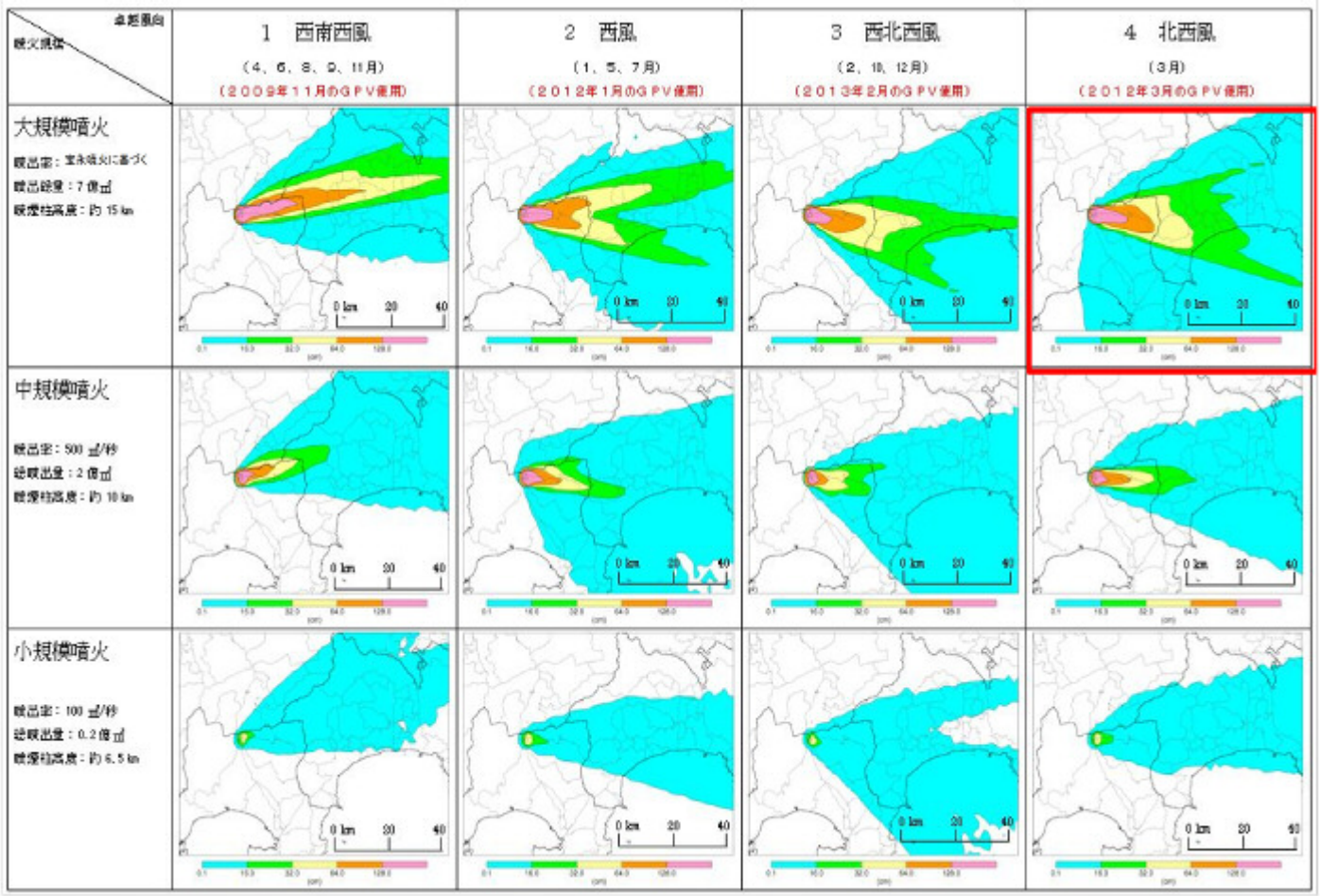

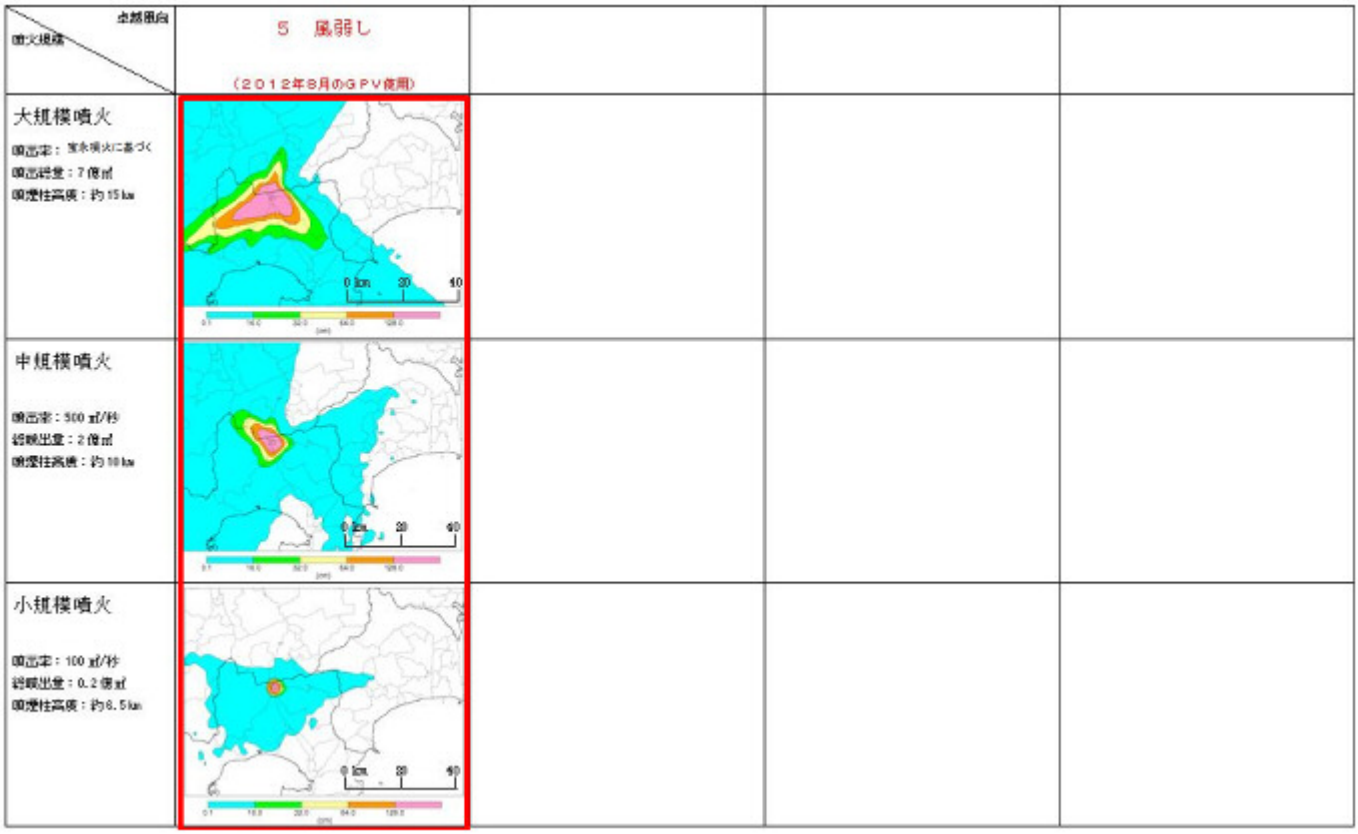

本市に影響のある降灰事象

降灰避難対象エリアの設定

避難対象		説明
影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深２cm 以上）
	避難対象エリア	降灰堆積深が 30 cm以上になると想定される範囲 ※１※２※３
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲　※２

※１　避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
※２　気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
※３　降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

(2) 避難開始基準

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間あたりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難または屋内待避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内待避とする。

(3) 避難先

避難先は、避難対象エリア内の近隣の堅牢な建物とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。このため、基本的には同一市町村内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立、もしくは通常生活が困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性もあり、この場合は溶岩流等からの避難先を準用する。

降灰堆積深が 30cm 未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内待避とする。

(4) 降灰前に避難を要する場合

大量の降灰により、避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に避難対象エリア外へ避難する。

5-6　小さな噴石

小さな噴石は、風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する４風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーション（平成 25 年版）して合成した結果、直径１cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする。実際には４風向以外の風が現れるが、出現する可能性が高い４風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

小さな噴石影響想定範囲の設定

避難対象	説明
影響想定範囲	１cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

(2) 避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内待避とする。

(3) 避難先

小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内待避とする。

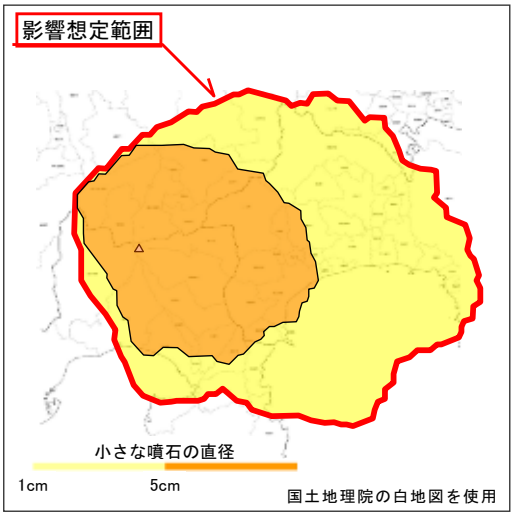

宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（２週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

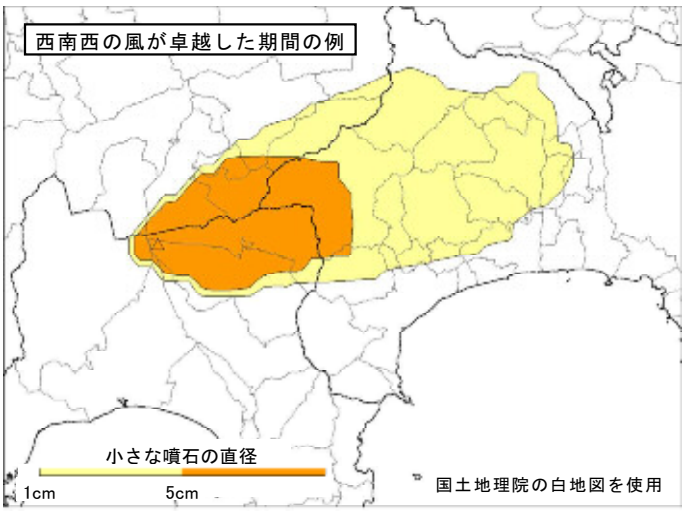

宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（２週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

5-7　降灰後土石流

土石流とは、斜面や渓流の土砂が水と一体となって流下する現象である。噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰等が山の斜面に堆積し、その後の降雨に伴い発生する土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による土石流可能性マップの範囲とし、降灰可能性マップでの降灰堆積深 10cm 以上の範囲である。これは宝永噴火後の土砂災害が、主に降灰堆積深 10cm 程度以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲とする。ただし、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配３°となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配２°の範囲まで避難対象エリアに含める。なお、噴火により火山灰が１cm 以上堆積した場合は、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。

表１　降灰後土石流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※　降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。

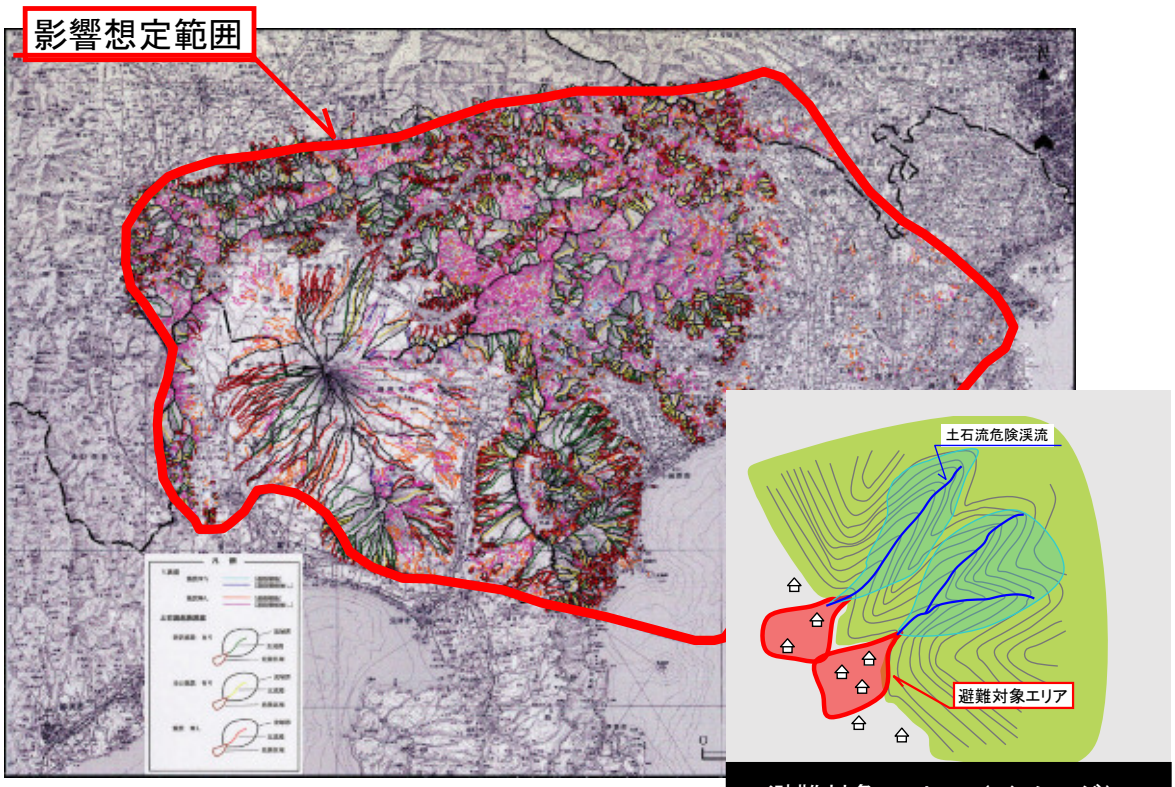

富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）から引用

避難対象エリア（イメージ）

第３編　広域避難計画

避難の概要

富士山で想定される火山現象は多岐にわたるとともに、時間の経過と警戒すべき火山現象や範囲が変化するため、一義的な避難先を示すことは困難である。しかし、予め市外の避難場所を想定しておく必要があり、最大の避難対象人数に対して、避難可能である広域避難先を示す。本市においては、避難対象エリア１・２・３の町内会（区）は市内の避難所で対応するが、避難対象エリア４Ａ・Ｂに拡大の恐れがある場合、県内中部・西部の市町へ避難する。単独ライン・３ライン同時避難についても考慮する。

単独ライン避難における避難対象者数　［万人］

ライン名	市町村名	避難対象者数	避難対象エリア別					避難先別	
			第１次	第２次	第３次	第４次Ａ	第４次Ｂ	富士市内避難者数	広域避難対象者数
ライン４		4.4	＜0.1	0.1	2.2	1.5	0.7	2.3	2.1
	富士市	4.4	＜0.1	0.1	2.2	1.5	0.7	2.3	2.1
ライン５		13.1	0	0.1	1.7	4.6	6.7	1.8	11.3
	富士市	13.1	0	0.1	1.7	4.6	6.7	1.8	11.3
ライン６		7.6	0	0	0.4	2.6	4.7	0.4	7.3
	富士市	1.0	0	0	0.1	0	0.9	0.1	0.9

［万人］

３ライン同時避難における避難対象者数

ライン名	避難対象者数	自市町村内避難者数	広域避難（市外避難）対象者数
ライン２・３・４	16.8	3.5	13.3
ライン３・４・５	23.2	4.8	18.4
ライン４・５・６	23.8	4.2	19.7
ライン５・６・７	23.4	2.6	20.8
ライン６・７・８	11.7	1.3	10.5

※平成 24 年４月１日時点。
※端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
※赤字は富士市対象ライン

３ライン同時避難における段階別の広域避難対象者数　［万人］

ライン名	広域避難（市町村外避難）対象者数	全方位避難		ライン避難		
		レベル４	レベル５	噴火開始後（溶岩流の流下範囲拡大）		
		第１次避難対象エリア	第２次避難対象エリア	第３次避難対象エリア	第４次Ａ避難対象エリア	第４次Ｂ避難対象エリア
ライン２・３・４	13.3	＜0.1	0.1	0.9	5.6	6.7
ライン３・４・５	18.4	＜0.1	0.1	0.3	7.3	10.9
ライン４・５・６	19.7	0	0	0	8.2	11.5
ライン５・６・７	20.8	0	0	0	9.7	11.2
ライン６・７・８	10.5	0	0	0	5.8	4.7

※平成 24 年４月１日時点。端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。
※「＜0.1」は、500 人未満を示す。※赤字は富士市対象ライン

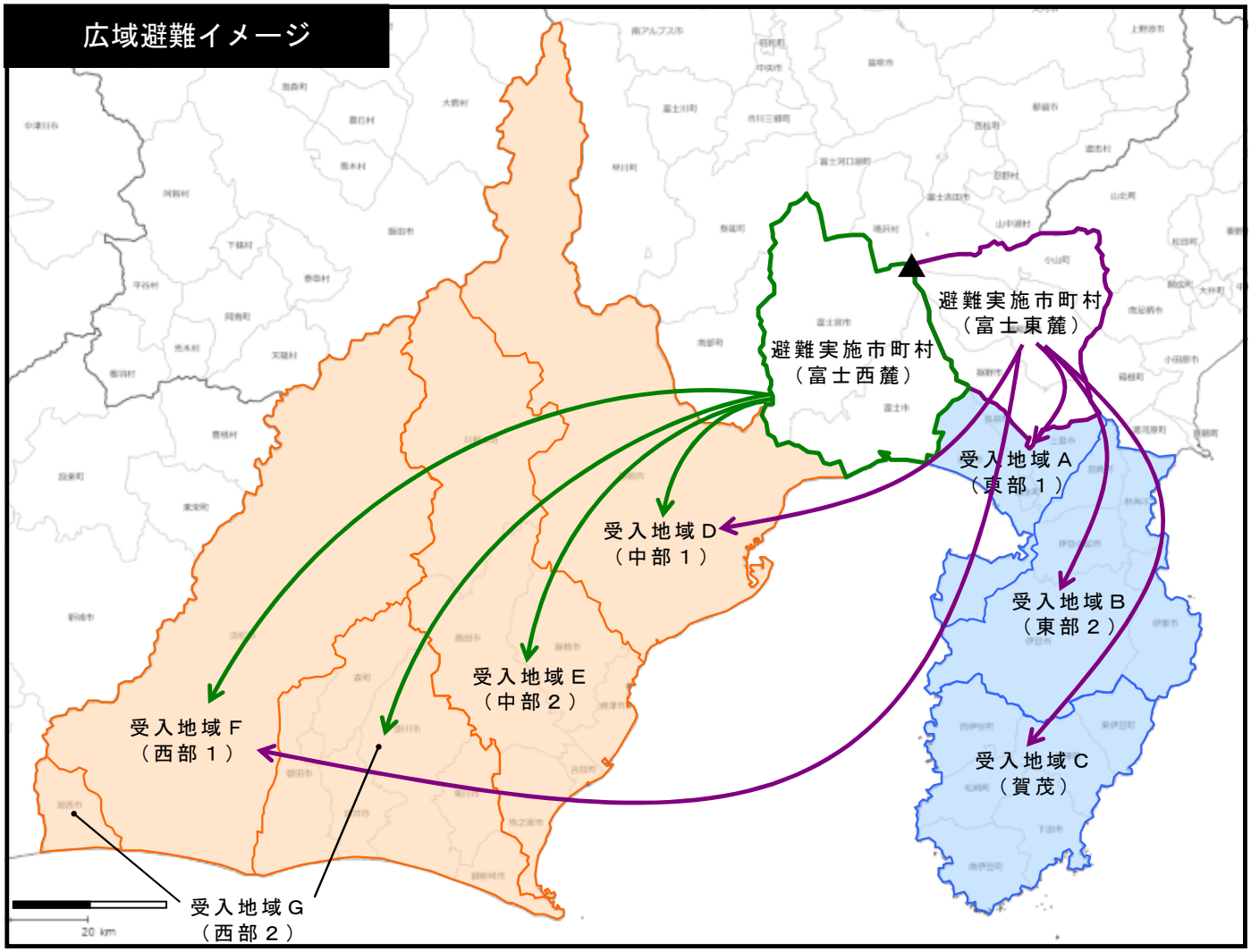

■避難先地域に含まれる市町

避難先Ａ（東部）	避難先Ｂ（東部）	避難先Ｃ（賀茂）	中部１	中部２	西部１	西部２
長泉町	函南町	東伊豆町	静岡市	藤枝市	浜松市	掛川市
三島市	伊豆の国市	河津町		島田市		袋井市
沼津市	伊豆市	下田市		焼津市		磐田市
清水町	熱海市	南伊豆町		牧之原市		湖西市
	伊東市	松崎町		吉田町		御前崎市
		西伊豆町		川根本町		菊川市
						森町

１　広域避難者の受入れに係る基本事項

(1) 基本的な考え方

第４次Ａ・Ｂ避難対象エリアに溶岩流が到達する可能性がある場合市外への広域避難となる。

避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入市町村を決定し、次に受入市町村が本市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

避難者は、広域避難先となる受入市町村を確認し、受入市町村の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町村から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う（図）。

なお、同一県内の他市町で避難者を受け入れることを基本とするが、受入避難所収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、隣県への避難が必要となった場合には、県が避難者の受け入れを要請する。ただし、隣県も被災等により受入れが困難な場合は、国を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

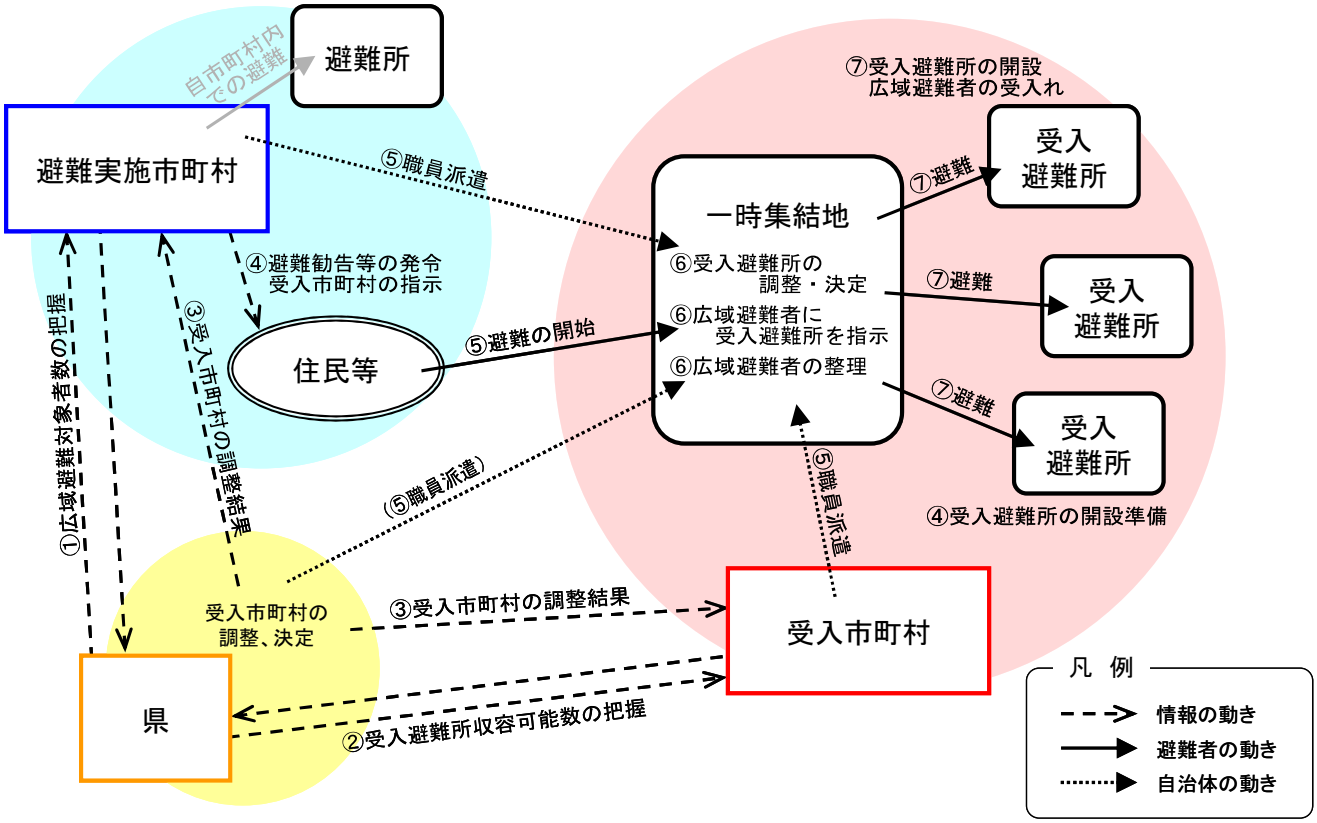

図　広域避難の受入調整フロー図

(2) 受入調整の手順

具体的な広域避難者の受入調整の手順を表に示す。

表　広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
平常時 （噴火警戒レベル１）	・県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町村の受入避難所収容可能数を把握 ・県及び避難実施市町村は、受入市町村と協力して、一時集結地を予め選定してリスト化 ・受入市町村は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と使用に関する協定等を締結 ・避難実施市町村と県は、受入市町村をグループ化した避難先地域を予め設定し、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える。
情報収集体制 （噴火警戒レベル１）	・県は、避難実施市町村に対し、広域避難の可能性のある広域避難対象者数（概数）を照会（①） ・県は、受入市町村に対し、受入避難所と収容可能人数の状況を照会（②） ・県は、避難実施市町村と受入市町村からの回答により受入市町村を調整、決定し、結果を避難実施市町村と受入市町村に伝達（③）
広域避難の準備 （噴火警戒レベル３以降）	・受入市町村は、一時集結地の施設管理者に使用許可を求める。
避難勧告等の発令時	・避難実施市町村は、住民に対し避難勧告等の発令と同時に、受入市町村及び一時集結地を指示して避難を呼びかける。 ・受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設準備を実施（④）
広域避難の開始時	・受入市町村は、一時集結地及び受入避難所を開設 ・避難実施市町村及び受入市町村は、一時集結地での広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。また、県は支援のため、必要に応じて職員を派遣（⑤） ・広域避難者は、指示された受入市町村の一時集結地に向け避難を開始
一時集結地の集合時	・広域避難者は、受入市町村の一時集結地に一旦集合 ・避難実施市町村は、受入市町村と連携して、一時集結地において広域避難者の人員整理等を実施 ・受入市町村は、避難実施市町村と連携し、広域避難者の受入避難所を決定 ・受入市町村は、避難実施市町村と連携し、広域避難者に対し受入避難所を指示（⑥）
避難所への避難時	・広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難 ・受入市町村は、受入避難所を開設して広域避難者の受入れを実施（⑦）

※表中の丸番号は、「広域避難の受入調整フロー図」の丸番号と一致する。

第４編　災害応急対策

1.　情報伝達手段

・同報無線（J-ARART）により自動放送（戸別受信機・防災ラジオ）
案文　富士山噴火警報
噴火警戒レベル４
（上り４音チャイム）富士山噴火警報、噴火警戒レベル４が発表されました。勢子辻町内会は、ただちに避難してください。また、その他の町内会は避難の準備を始めてください。（チャイムを除き３回繰り返し）
噴火警戒レベル５
（同音チャイム４回）富士山噴火警報、噴火警戒レベル５が発表されました。勢子辻・桑崎・陽光台東・大淵町３・吉原富士本中町町内会は、ただちに避難してください。また、その他の町内会は避難の準備を始めてください。（チャイムを除き３回繰り返し）

・同報無線情報（メール）を自動送信

・エリアメールを自動送信

・ラジオＦにより緊急放送

・避難行動要支援者に対しては、民生委員の協力を仰ぐ

・広報車による巡回

・該当町内会長（区長）・自主防災会長に電話連絡

2.　避難勧告等

１．避難勧告及び避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、広域避難計画及び市避難計画に基づき、段階的に市民等を安全な地域へ避難させるために避難勧告等を発令する。

実施者	内　容
市長	ア、市民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、避難勧告を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示を発令する。 イ、避難勧告又は避難指示を発令したとき、直ちに対象となる地域の市民等に対して、その内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ、避難勧告又は避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内　容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難勧告又は避難指示を発令する。 イ、市長に代わって避難勧告又は避難指示を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示の発令された地域の市民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して、避難の措置を講ずる。

２．警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」とい

う。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第１項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く市民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。 ・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 ・警戒区域へ進入する幹線道路は、車輌等の流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。 ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内　容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市の長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により避難実施市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※ 市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、市民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3.　市の体制

１．市の役割

情報収集、情報発信、残留者の救出、市道、林道、農道の交通規制、市民の避難誘導、避難の補助、避難行動要支援者の支援、避難所の開設、運営、避難者の健康維持、傷病者への対応、物資の手配搬送、市民の安否確認、土石流対策、火山ガスの確認及び対応、農作物への影響確認、報道対応等

２．配備体制

噴火警戒レベルに応じて次のとおり配備体制とる。

(1) 噴火警戒レベル３発表時

第１次避難対象エリアに避難指示(緊急)発令
本部第１次配備体制（災害配備A要員、本部長が指名する要員）
・災害警戒本部会議開催
・関係機関（自衛隊、警察、バス会社等）と連絡調整
・富士川体育館避難所開設
・第１次避難対象エリア内への立ち入り規制
・気象庁、国交省等からの情報収集

情報収集、情報発信、残留者の救出、市道、林道、農道の交通規制、市民の避難誘導、避難の補助、避難行動要支援の支援、避難所の開設、運営、避難者の健康維持、傷病者への対応、物資の手配搬送、市民の安否確認、土石流対策、火山ガスの確認及び対応、農作物への影響確認、報道対応等

(2) 噴火警戒レベル４発表（特別警報）時

第１次避難対象エリアに避難指示（緊急）発令
本部第２次配備体制（災害配備AB要員、本部長が指名する要員）
・災害対策本部会議開催
・自衛隊、警察等と連携し第１次対象エリア内の残留者の救出
・市内の該当する19避難所開設
・第２次避難対象エリア内への立入規制
・交通規制、交通誘導
・気象庁、国交省等からの情報収集

※ 火山災害警戒合同会議・・・・市職員も出席
場所：現地警戒本部設置場所
参加機関：国、三県、関係

(3) 噴火警戒レベル５発表(特別警報)時

第２次避難対象エリアに避難指示（緊急）発令
本部第３次配備体制（災害配備要員全員）
・災害対策本部会議開催
・関係機関（自衛隊、警察、バス会社等）との連携
・19避難所の開設･運営
・第3次避難対象エリア内への立入規制
・交通規制、交通誘導
・市外避難先の調整
・気象庁、国交省等からの情報収集
・火山災害対策合同会議への出席
場所：現地対策本部設置場所
参加機関：国、三県、関係省庁

(4) 噴火後（噴火口、火山現象の特定後）

噴火警戒レベル５拡大発表
第３次避難対象エリアに避難指示発令･･･溶岩流の場合はライン避難
・災害対策本部会議開催
・関係機関（自衛隊、警察）との連携
・第３次避難対象エリア内への立入規制
・市外避難先の調整
・交通規制、交通誘導
・気象庁の降灰予測、国交

4.　小・中学校の避難体制

＜噴火警戒レベルに応じた基本対応＞
・火口の位置・火山現象を確認
・避難単位は町内会、自家用車避難を基本
・児童を確実に保護者に引き渡すまでは教職員学校待機

＜溶岩流による避難先＞
・溶岩流域外の親戚・知人宅。
・難先の確保が難しい場合市指定避難
・児童は学校からの連絡により帰宅

【避難対象小中学校】
吉永北地区：吉永第二小学校
　　吉原北中学校
大淵地区　：大淵第一小学校
　　大淵第二小学校
　　大淵中学校
神戸地区　：神戸小学校
富士見台地区：富士見台小学校
青葉台地区　：青葉台小学校

噴火警戒レベル		児童	学校	教職員
レベル５	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	自宅で保護者と共に避難警戒レベルに沿った段階的な避難または避難準備	閉鎖	情報収集
レベル４	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	自宅で保護者と共に情報収集 避難または避難準備	閉鎖	児童引渡し終了後勤務体系の縮小
レベル３	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生されると予想される。	一時的に帰宅	児童引渡し体制の確保 学校閉校準備	保護者へ電話・メール連絡学校内での情報収集 児童一時引渡し
		※　警戒体制（レベル３）が長期化する場合、状況により自校で授業再開、若しくは市内の他校で授業再開を検討		

突発噴火 （噴火警戒レベル上昇前に噴火した場合）	・保護者には電話、メール等により情報提供 ・児童の引渡し、場合によっては避難 ・情報収集（同報無線等）

平常時対策	・年１回、噴火対応避難訓練の実施 ・児童への富士山噴火災害の啓発

5.　避難ルート・輸送手段の特定

火山避難は自主避難を原則としていることより、住民個人で危険の少ない避難ルートを予め決めておく。限られた時間内での迅速な避難を実施するため、平常時より避難ルートにボトルネックがないか確認しておく。県内西部への避難の場合、時間・距離等を勘案し高速道路も使用する。今後も警察等と連携を確認し、訓練・ワークショップ等を通じ避難ルートの検討及び策定を行う。また、輸送手段として船舶使用についても検討する。

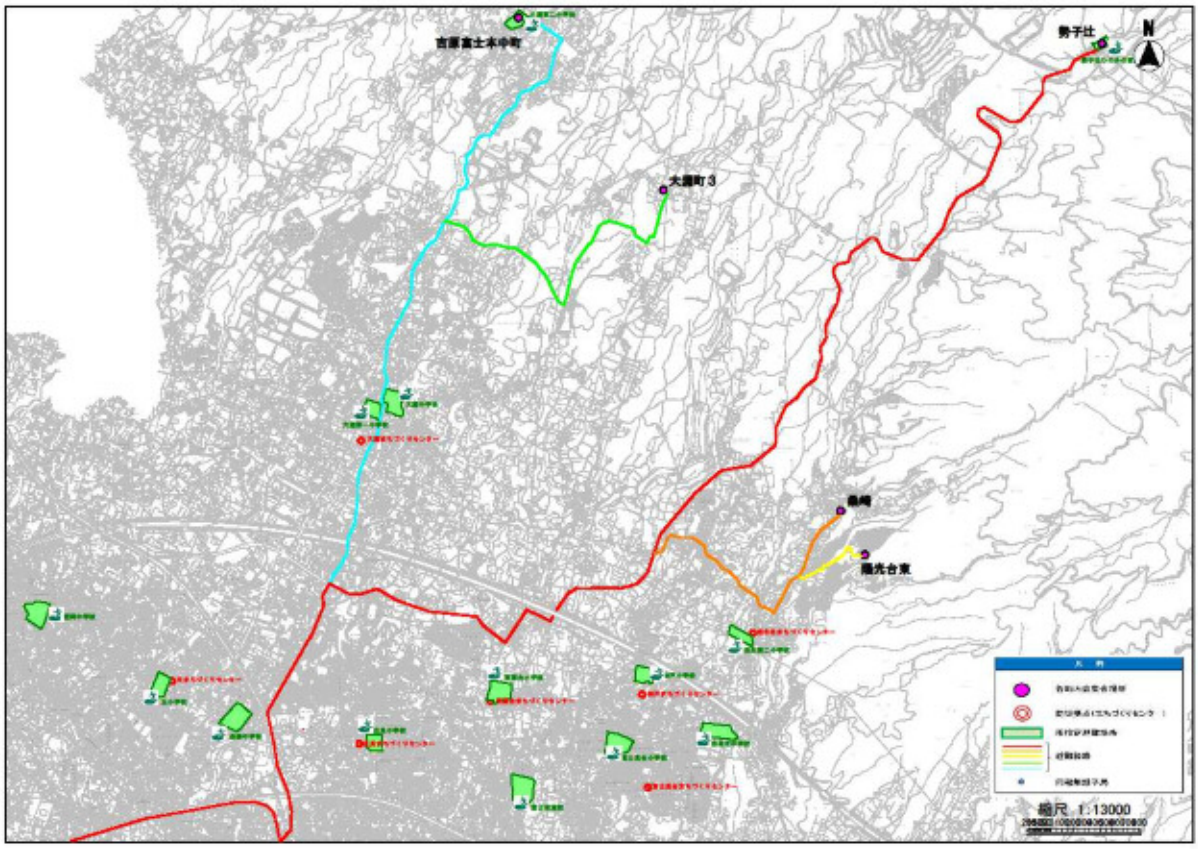

平成 25 年度富士市富士山火山防災訓練時の自主避難経路

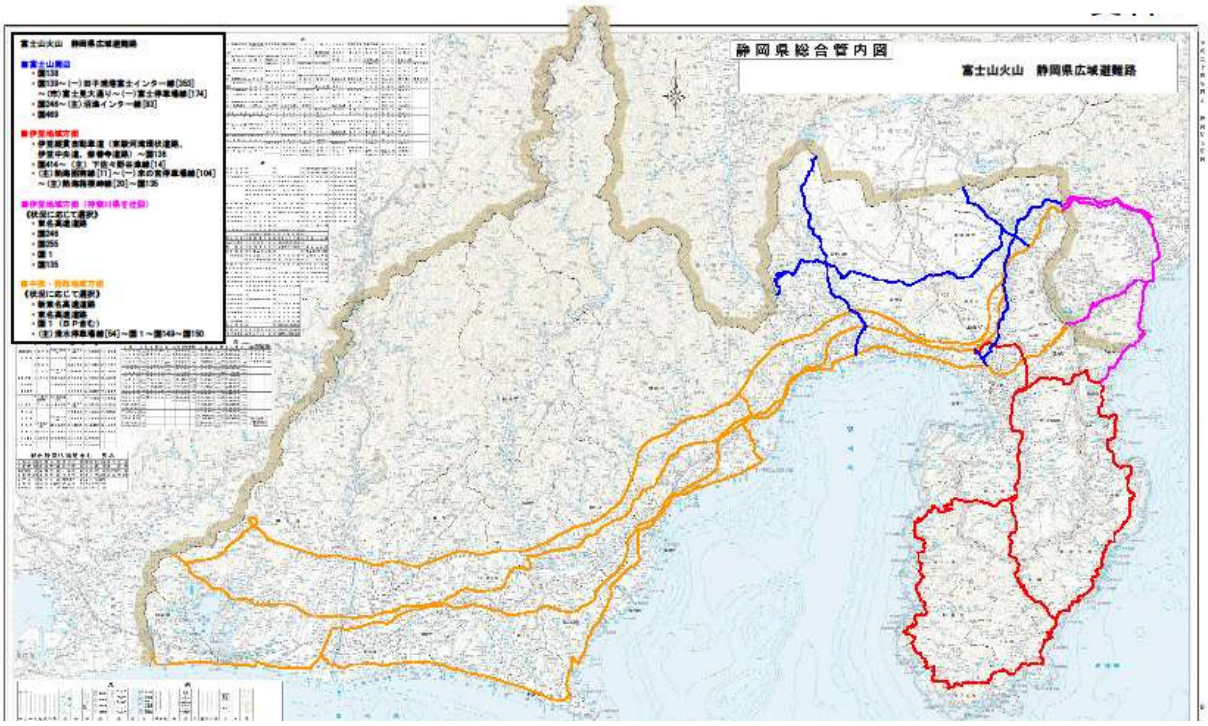

6.　交通規制

道路管理者は、避難範囲をもとに、必要に応じて交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。また、周辺地域からの車両の流入を規制する。渋滞の回避策を今後警察・道路管理者等と検討していく。

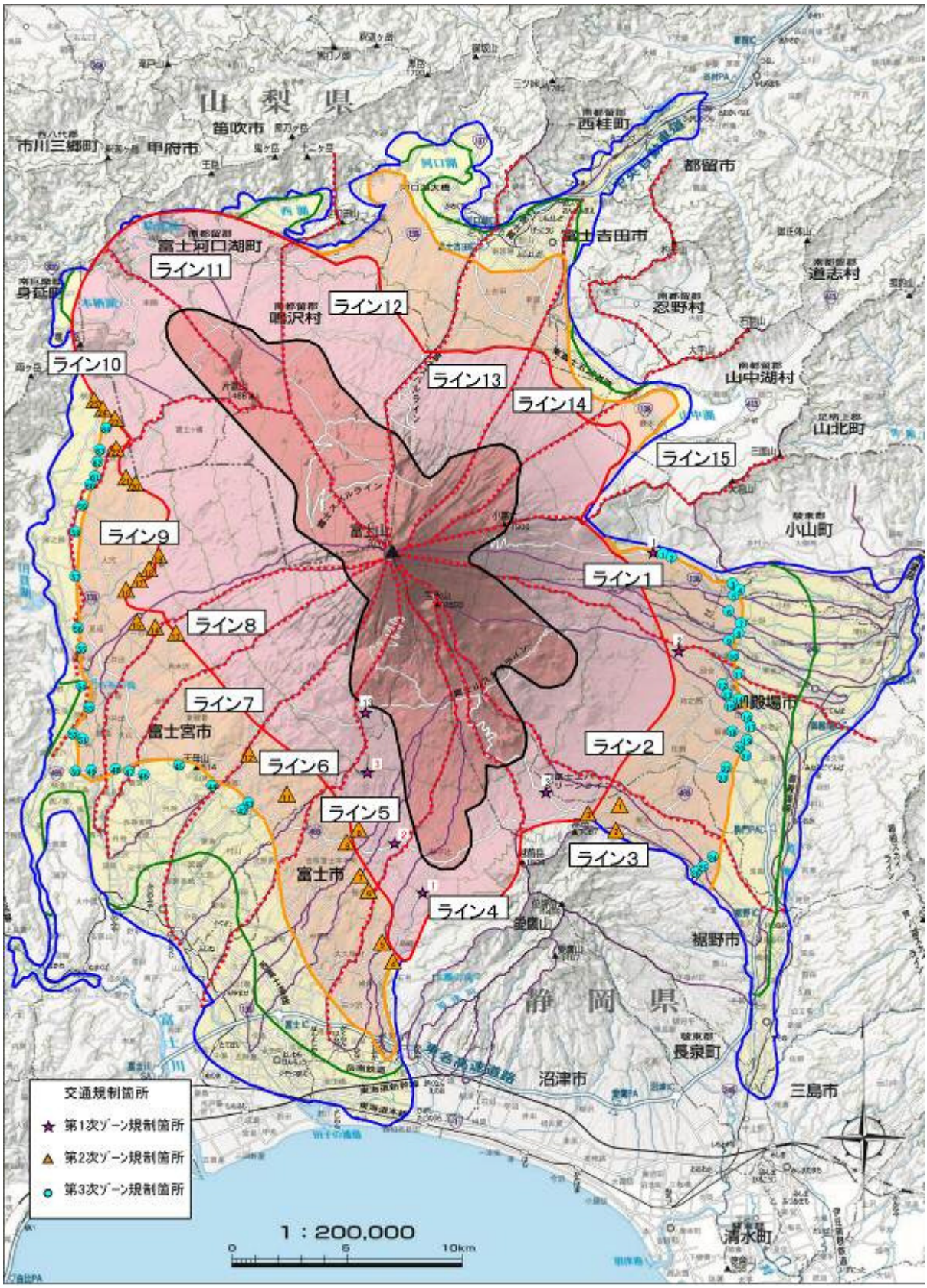

○交通規制箇所（第１次避難対象エリア）

噴火警戒レベル４により交通規制

県	道路名	交通規制地点	概略図（上が北）	所管
静岡	主要地方道24号線（富士裾野線） （ライン4）	富士市内 主要地方道24号線 富士裾野線 		（道路管理者） 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL0545(65)2337 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110
静岡	一般国道469号線 （ライン5）	富士市内 一般国道469号線 		（道路管理者） 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL0545(65)2337 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110
静岡	広域基幹林道富士山麓線 （ライン5）	富士市内 	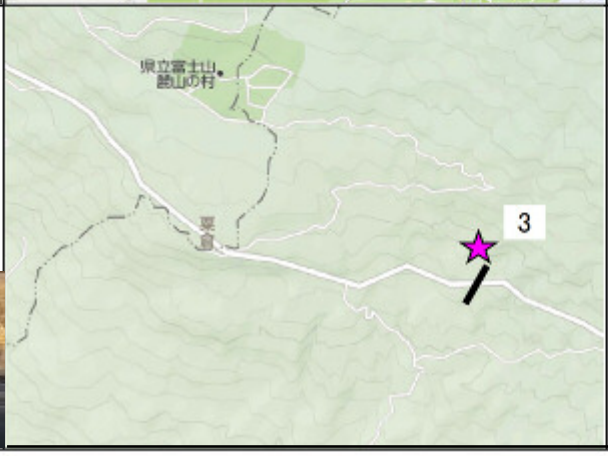	（道路管理者） 富士市林政課 TEL0545(55)2783 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 レベル3	第1 次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒 レベル4	第1 次～第2 次 避難対象エリア	・市民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5 及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒 レベル5	第1 次～第3 次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等

○交通規制箇所（第2次避難対象エリア）

噴火警戒レベル５により交通規制

県	道路名	交通規制地点	概略図（上が北）	所管
静岡	市道桑崎千束線 主要地方道24号線（富士裾野線） （ライン4）	富士市内 	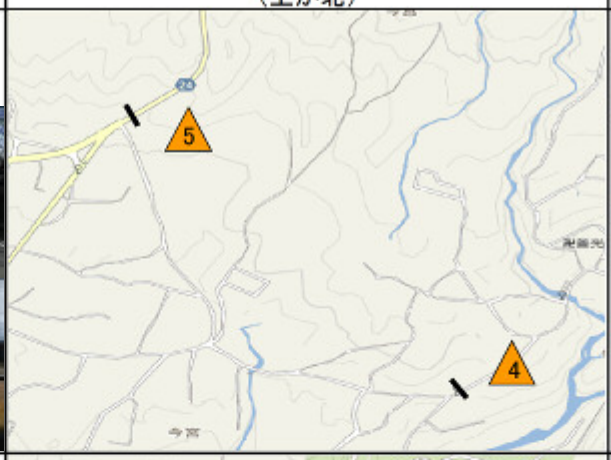	（道路管理者） 富士市道路維持課 TEL0545(55)2832 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL0545(65)2237 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110
静岡	林道丸火線 林道丸火公園線 （ライン4）	富士市内 		富士市林政課 TEL0545(55)2783 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110
静岡	一般国道469号線 林道大渕線 （ライン5）	富士市内 		（道路管理者） 富士市林政課 TEL0545(55)2783 静岡県富士土木事務所維持管理課 TEL0545(65)2237 （警察署） 富士警察署 TEL0545(51)0110